

南越前町地域防災計画

〈原子力災害対策編〉

南越前町防災会議

平成 19 年 3 月作成

平成 25 年 5 月修正

平成 27 年 3 月修正

平成 31 年 2 月修正

原子力災害対策編　目　次

第1章　総　則.....	1
第1節　計画の目的	1
第2節　計画の性格	1
第3節　計画の周知徹底	2
第4節　計画の作成または修正に際し遵守すべき指針.....	3
第5節　計画を定めるに当たっての基本方針	3
第6節　原子力防災に関する本町の基本的考え方	11
第7節　防災関係機関の事務または業務の大綱.....	15
第8節　広域的な活動協力体制	23
第2章　原子力災害事前対策.....	25
第1節　原子力防災体制の整備	25
第2節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議および防災要員の現況等の届出の受理....	34
第3節　原子力防災専門官との連携.....	34
第4節　防災業務関係者の人材育成.....	35
第5節　情報の収集・連絡体制等の整備.....	36
第6節　原子力災害医療体制の整備.....	39
第7節　原子力防災等に関する知識の普及啓発.....	42
第8節　原子力防災訓練等の実施	44
第9節　広域的相互応援体制の整備	46
第10節　要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	47
第11節　防災対策資料の整備	49
第12節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	51
第3章　緊急事態応急対策.....	52
第1節　基本方針	52
第2節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保.....	52
第3節　緊急時活動体制の確立	62
第4節　住民等への的確な情報伝達活動.....	77
第5節　避難、屋内退避等の防護措置	81
第6節　警備および交通対策	91
第7節　救助・救急および消火活動.....	94
第8節　原子力災害医療活動.....	97
第9節　飲料水および飲食物の摂取制限等	104
第10節　緊急輸送活動	106
第11節　飲料水、飲食物および生活必需品の供給	108
第12節　要配慮者に配慮した応急対策	110
第13節　防災業務関係者の安全確保	112

第14節	災害救助法の適用	114
第15節	広域的応援の対応	115
第16節	自衛隊の災害派遣要請等	118
第17節	文教対策	119
第18節	ボランティア等の受入	121
第4章	原子力災害中長期対策	123
第1節	基本方針	123
第2節	緊急事態解除宣言後の対応および現地事後対策連絡会議への職員派遣	123
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	123
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	123
第5節	各種制限措置の解除	123
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	124
第7節	損害賠償請求等	124
第8節	被災者等の生活再建等の支援	125
第9節	風評被害等の影響の軽減	125
第10節	住民相談体制の整備	125
第11節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	125
第12節	心身の健康相談体制の整備	126
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	126

資料編

1 福井県の原子力事業所設置概要	資料 1
2 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組み	資料 2
3 原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書	資料 10

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第2条第3号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって町民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

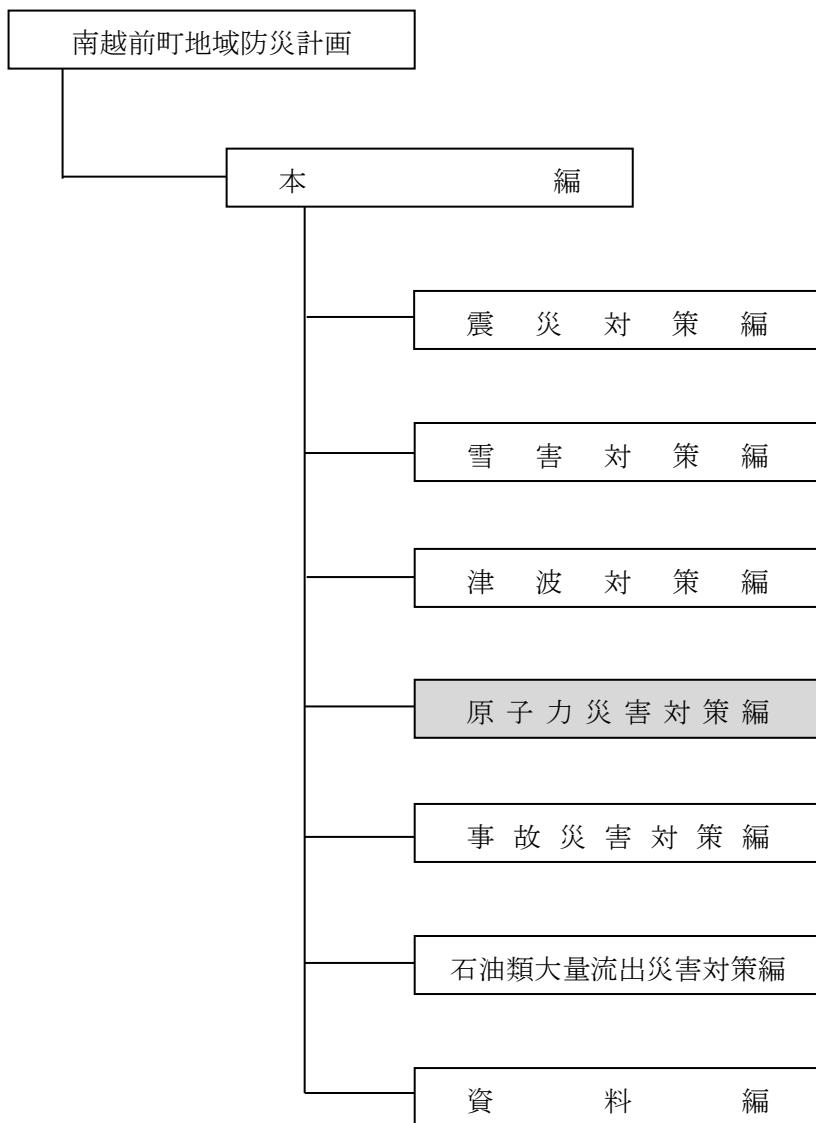
1. 南越前町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、南越前町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）および県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

南越前町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 南越前町における他の災害対策との関係

この計画は、「南越前町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南越前町地域防災計画（本編）」に拠るものとする。



3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画または町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

この計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、指針を遵守するものとする。

第5節 計画を定めるに当たっての基本方針

1. 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(1) 放射性物質または放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（ブルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

ア 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

イ 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

2. 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

本町は、敦賀原子力発電所から概ね7km～30km、高速増殖炉もんじゅから概ね10～34km、美浜原子力発電所から概ね14km～37kmの距離に位置している。よって、本町において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえて設定する。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

□災害対策指針の基準

ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）

原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲

イ 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。）

原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲

福井県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表1のとおりとされている。

表1

原子力施設※	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)
日本原子力発電㈱敦賀発電所2号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、越前町、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
関西電力㈱美浜発電所3号機	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町
関西電力㈱大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町

関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町
--------------	-----	------------------

※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

3. 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

県計画では、原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置について、以下の通り規定している。

(1) 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

4. 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

県計画では、緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について、以下の通り規定している。

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階または復旧段階に区分する。

ア 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

イ 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ 中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

ア 緊急事態区分および緊急時活動レベル (EAL)

(ア) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

【警戒事態（第1段階）】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、緊急時モニタリングの実

施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、P A Z内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

なお、U P Z外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

（イ）具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。

原子力施設ごとのE A Lは、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は資料編に示す。

※各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組み：資料編参照

イ 運用上の介入レベル（O I L）

（ア）基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について

避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

（イ）具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

防護措置を実施する国および地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は下表のとおりとする。

表 OILと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</u>
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6 (Bq/kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 300 200 1 20 2,000 ^{*8} 500 10 100

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1について緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 原子力防災に関する本町の基本的考え方

本町は、福井県の敦賀原子力発電所から概ね7km～30km、高速増殖炉もんじゅから概ね10～34km、美浜原子力発電所から概ね14km～37kmの距離に位置している。

※福井県の原子力事業所設置概要：資料編参照

図 原子力発電所の位置



1. はじめに

福島第一原子力発電所事故は、 Chernobyl 原子力発電所事故と同規模（レベル7）の深刻な事故となった。この原子力発電所事故は、①地震および津波による全電源の喪失、②炉心冷却機能の長時間にわたる停止、③炉心の溶融（メルトダウン）、④水素爆発の発生および建屋（屋根）の崩壊、という経過をたどり、大量の放射性物質を周辺環境に放出した。

放射能による汚染は広範囲におよび、従来の防災指針に定める EPZ(10km) をはるかに超え、福島県飯館村（30kmを超える区域）でも極めて高い放射線量を計測している。また、福島第一原子力発電所から概ね60km離れている福島市でも高い放射線量が計測されている地域が存在している。

2. 福島第一原子力発電所事故に関する教訓

福島第一原子力発電所事故については、以下の教訓等が明確になっている。

- (1) 災害等により全電源が喪失した場合、短時間で炉心のメルトダウンが発生する。
- (2) 炉心のメルトダウンにより発生した水素により、水素爆発の危険が高まる。
- (3) 水素爆発が発生した場合、建屋が崩壊し、放射性物質が広範囲に飛散する。
- (4) 事故が更に深刻化し、水蒸気爆発の発生につながった場合、大規模に放射性物質が飛散する。
- (5) 事故が発生した場合、事故を終息させるのに長期の時間が必要となる。
- (6) 放射性物質による汚染は、同心円的な拡大とはならず、風向きおよび雨(雪)に左右される（飯館村の高濃度汚染）。また、水素爆発の発生により放射能汚染は広範囲に広がる。
- (7) 原子炉の冷却には大量の水が必要であるが、その水が海および地下に流出し、深刻な放射能汚染を引き起こす。
- (8) 放射能汚染は、畜産業、農林業、漁業に甚大な被害をもたらし、国民の食生活に多大な影響を及ぼす。
- (9) 原子力発電所周辺市町村の住民は、長期にわたる遠隔地での避難生活を強いられ、故郷に戻ることが困難となる。
- (10) 原子力発電所には使用済み核燃料が大量に蓄積されており、冷却水の供給が絶たれた場合、高熱を発し放射能汚染事故が発生する危険がある。
- (11) 放射能に汚染された土地等については、除染が必要となるが、非常に困難である。
- (12) 放射性物質は下水処理場に流れ込み、高濃度の放射性物質を含む汚泥が発生する。

3. 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を本町において重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して地域を具体的に定める。

本町は、県内に立地する3つの原子力事業所から概ね7～37km離れている。よって、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に属する。本町は、原子力発電所事故が発生した場合、気象条件によっては放射能汚染の危険がある。

この考え方を踏まえ、本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は本町全域とする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	本町全域
---------------------	------

4. 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

(1) 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備および実施

U P Z に属する本町においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

原子力施設等の状態	防護措置等
警戒事態（第1段階）が発生した場合	警戒
施設敷地緊急事態（第2段階）に至った場合	屋内退避の準備
全面緊急事態（第3段階）に至った場合	屋内退避

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

U P Z に属する本町においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとし、状況に応じて、避難および広域避難を実施する。

5. 屋内退避および広域避難の考え方

本町は、県内に立地する2つの原子力事業所から概ね7～37km離れている。よって、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）には属さないが、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）には属する。

本町は、原子力発電所事故が発生した場合、気象条件によっては放射能汚染の危険がある。よって、放射能汚染の恐れがある場合、国および県の指示もしくは町の判断で屋内退避および広域避難措置を実施するものとする。

(1) 屋内退避および広域避難の基本的考え方

県内の原子力事業所で放射性物質が事業所外に大量に放出されるような深刻な事故が発生した場合（特に水素爆発が発生した場合）、風向き等によっては屋内退避および広域避難が必要となる事態が発生する。

放射性物質が環境に放出された場合、屋内退避または広域避難が必要となるが、「屋内退避」という方法では、原発事故の深刻さが増した場合、退避者の生活確保が困難になるとともに、最終的に広域避難となった場合に、円滑な広域避難の実施に困難を伴うことが予測されるので、町としては「屋内退避」を広域避難への一時的措置と位置づける。

(2) 屋内退避および避難の実施基準等

県内の原子力事業所で深刻な原子力発電所事故が発生した場合、以下の方法で屋内退避および避難を実施する。

① 屋内退避の準備

町民は、原子力発電所事故が発生し、施設敷地緊急事態（第2段階）に至った場合、放射線を遮蔽するため屋内退避の準備を速やかに行う。

② 屋内退避

原子力発電所事故の深刻さが増し、全面緊急事態（第3段階）に至った場合、町内の地域で放射能汚染が想定されるので、町民は直ちに屋内退避を実施する。

③ 広域避難

原子力発電所事故の深刻さが増し町の全域で放射能汚染が深刻になった場合、県が定める広域避難計画に基づき、広域避難を実施する。

④ 屋内退避および広域避難の基準

原子力発電所事故が発生した場合、以下の基準で屋内退避および広域避難を実施する。

事態の推移	屋内退避および避難の措置
施設敷地緊急事態（第2段階）に至った場合	屋内退避の準備
全面緊急事態（第3段階）に至った場合	屋内退避の実施
放射能汚染の拡大(町への影響あり)	広域避難

⑤ 避難手段

広域避難は、自家用車による避難を原則とする。自力で避難することが困難な町民については、県および町がチャーターしたバス等による。

6. 緊急時モニタリング

県内で原子力発電所事故が発生した場合、放射性物質の核種および放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとるうえで非常に重要となる。よって、町は県の行う緊急時モニタリングに協力するとともに、町独自に緊急時モニタリングを実施し、町内における環境放射線量の把握に努める。

7. 安定ヨウ素剤の配布等

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの恐れがあり、国から安定ヨウ素剤を服用するべき時機および服用の方法の指示があった場合、町民を原子力災害から保護するため、医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の配布および服用を速やかに実施する。

町は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができる。

8. 放射能汚染対策

町内の土地・空気・水等が放射能に汚染された場合、町は以下により対応する。

- (1) 町内の土地等が、高濃度に汚染された場合、長期にわたる広域避難措置をとる。その際、県および国に対し、住居および職業の確保および安全で快適な生活の確保を要請する。
- (2) 町内の土地等の汚染が低濃度である場合、汚染が低減するまでの間一時移転措置をとる。その際、上記(1)と同様、県および国に対し、住居および職業の確保および安全で快適な生活確保を要請する。また、土地の除染および汚染物質の除去を合わせて実施する。
- (3) 町内の土地等の汚染が微量である場合、避難措置を解除し町内での生活に移り、土地の除染および汚染物質の除去を実施する。

9. 行政機能の確保

原子力発電所事故においては、最悪の場合、町民の長期避難が避けられなくなり、町役場自体も避難が必要となることが想定される。そのような状況において町民の生活を守るためにには、役所機能を適切に確保することが必要となる。よって、役所の場所、職員と組織、役所が保有するシステムとデータを迅速に確保、保全する体制を予め整備しておく必要がある。

(1) 役所の場所の確保

県外の多くの自治体と災害時における相互応援協定を締結し、原子力発電所事故に伴う広域避難が避けられない事態が発生した場合、役所となる場所を速やかに提供してもらう体制を整備する。

(2) 保有するシステムとデータのバックアップ体制

① 町独自のバックアップ体制

町は、災害時における役所機能の確保を図るため、町役場が災害により損害を受けた場合および広域避難を余儀なくされた場合を想定し、町役場以外の施設に町が保有するシステムとデータをバックアップする体制の整備を検討する。

② 広域連携によるバックアップ体制

町は、災害時における役所機能の確保を図るため、県内外の遠隔地市町村と連携して町が保有するシステムとデータを相互にバックアップする体制の整備を検討する。また、必要な場合、民間企業を活用したバックアップの導入を検討する。

第7節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、南越前町地域防災計画（本

編) 第1章4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

[防災関係機関の処理すべき事務または業務]

第1 南越前町

機関名	連絡の窓口	事務または業務
南越前町	総務課	<ul style="list-style-type: none">(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理（所在市町を除く関係市町）(2) 原子力防災専門官および<u>上席放射線防災専門官</u>との連携(3) 原子力防災に関する組織の整備(4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発(5) 原子力防災に関する教育・訓練(6) 通信・連絡網の整備(7) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備(8) 環境条件の把握(9) 災害状況の把握および伝達(10) 災害対策本部等に関する事務(11) 緊急時における国、県等との連絡調整(12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力(13) 広報(14) 退避および避難に関する計画に関すること(15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等(16) 緊急時医療措置に関すること(17) 飲食物等の摂取制限等(18) 緊急輸送および必要物資の調達(19) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給(20) 防災業務関係者の被ばく管理(21) 災害救助法の要請(22) 義援金、義援物資の受入れおよび配布(23) 広域応援の要請および受入れ(24) 文教対策(25) 汚染の除去等(26) 各種制限措置の解除(27) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備(28) 風評被害等の影響の軽減(29) 住民相談体制の整備(30) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援(31) 心身の健康相談体制の整備(32) 県の行う原子力災害対策に対する協力

第2 福井県

福井県	危機対策 ・防災課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および<u>上席放射線防災専門官</u>との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示・指導・助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
-----	--------------	--

	教育庁	(1)児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2)原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (3)退避(避難)施設としての協力
--	-----	--

第3 福井県警察本部

福井県警察本部 (越前警察署)	警備課	(1)周辺地域に関する情報収集 (2)周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3)避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (4)交通の規制および緊急輸送の支援 (5)犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
--------------------	-----	---

第4 消防機関

1 南越消防組合 (消防団含む)	南消防署	(1)緊急時における県・市町等との連絡調整 (2)住民の避難誘導、救助・救急等 (3)救急搬送に関すること (4)緊急消防援助隊の受け入れに関すること
---------------------	------	--

第5 指定地方行政機関

1 中部管区警察局	広域調整 第二課	(1)管区内県警察の指導、調整に関すること (2)他管区警察局との連携に関すること (3)関係機関との協力に関すること (4)情報の収集および連絡に関すること (5)警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	(1)電波の統制管理および有線電気通信の確保 (2)原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1)地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4)避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集および情報提供
4 近畿厚生局	総務課	(1)救援等に係る情報の収集及び提供
5 福井労働局 (武生労働基準監督署)	総務課	(1)原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 (2)原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
6 北陸農政局福井支局 (福井県拠点)	地方参事官 室統括担当	(1)農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2)原子力災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	総務課	(1)国有林における汚染対策

8 近畿経済産業局	資源エネルギー環境課	(1)原子力災害の情報収集および対応に関する協力 (2)電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (3)防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 (4)中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
9 中部経済産業局（電力・ガス事業北陸支局）	総務課	(1)原子力災害の情報収集および対応に関する協力 (2)電気の応急・復旧
10 近畿地方整備局（福井河川国道事務所）	道路管理課	(1)一般国道(指定区間)の管理
11 北陸地方整備局（敦賀港湾事務所）	沿岸防災対策室	(1)港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備
12 中部運輸局（福井運輸支局）	総務企画担当	(1)原子力災害時における船舶の運航事業に対する航海協力要請 (2)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3)原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (4)原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13 大阪航空局（小松空港事務所）	管理課	(1)原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14 東京管区気象台（福井地方気象台）	防災業務課	(1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2)気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
15 第八管区海上保安本部（敦賀海上保安部）	警備救難課	(1)海難救助、海上における安全および治安の確保、船舶交通の規制 (2)海上におけるモニタリング支援 (3)海上における緊急輸送

第6 自衛隊

1 陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室	(1)モニタリング支援 (2)被害状況の把握 (3)避難の援助 (4)避難者等の捜索救助
---------	----------------------------------	---

	第14 普通科連隊 第3科	(5)消防活動 (6)救護 (7)人員および物資の緊急輸送 (8)スクリーニングおよび除去 (9)その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	
3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	

第7 指定公共機関および指定地方公共機関

1 西日本電信電話(株)	福井支店	(1)原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社	福井県支部	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施 (2)原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便株式会社	北陸支社	(1)原子力災害時における郵便業務の確保 (2)原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 (3)原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 (株)NTTドコモ北陸	福井支店	(1)原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5 KDDI(株)	北陸総支社	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
6 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 (一社)福井県医師会		(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
8 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株)	金沢支社	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
9 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1)災害対策用物資の輸送
10 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・ サービス センター	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
11 報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達

12 電力関係機関 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・ <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>	原子力事業本部 敦賀発電所 <u>敦賀廃止措置実証本部</u>	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係市町が実施する原子力防災対策への積極的な協力
・北陸電力㈱	福井支店	(1)緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2)その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
13 研究機関 ・ <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u> 原子力緊急時支援・研修センター ・(独) 放射線医学総合研究所		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2)緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3)原子力防災に関する研修 (4)原子力防災訓練への参画
14(公財)福井原子力センター		(1)原子力防災に関する知識の普及 (2)県・市町が実施する災害応急対策への協力
15 ガス関係機関 (一社)福井県エルピーガス協会		(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保

第8 公共的団体およびその他防災上重要な施設等

1 越前たけふ農業協同組合		(1)農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2)食糧供給支援 (3)有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力
2 南条郡森林組合		(1)林産物に関する対策の指導
3 河野村漁業協同組合		(1)漁船等への広報協力 (2)水産物の出荷制限等応急対策の指導
4 商工会		(1)救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん
5 観光協会		(1)観光客への広報協力 (2)旅館および観光業者への周知協力
6 南越前消防団		(1)住民の避難誘導 (2)避難地区の巡回
7 医療機関		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力

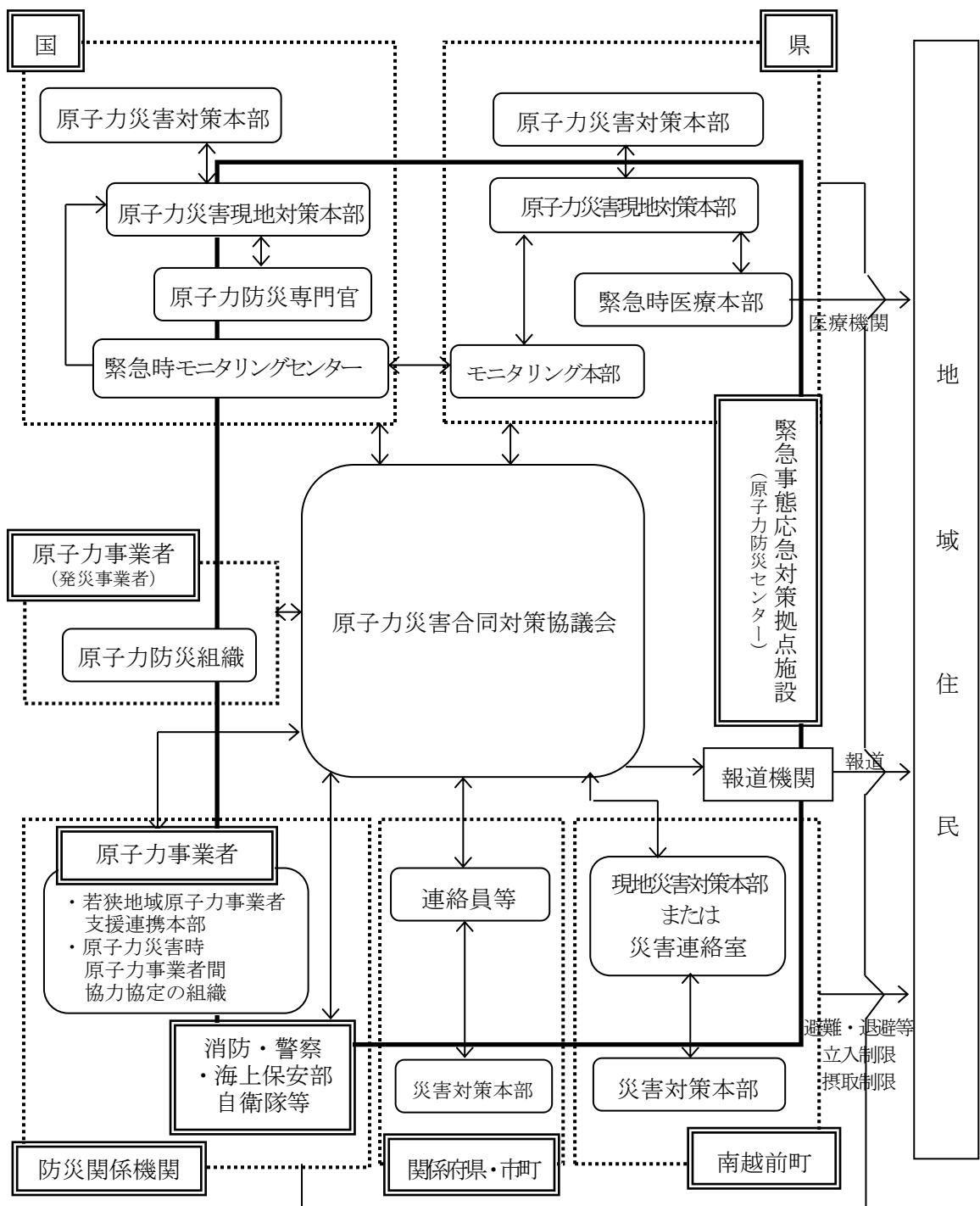
8 南越前町 社会福祉協議会		(1)避難行動要支援者の収容 (2)ボランティアの受け入れ配備 (3)義援金の受付
9 社会福祉施設		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における入所者の保護
10 金融機関		(1)被災事業者等に対する資金の融資

第8節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、本町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処する。

その体制の概念は、別図に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

別図 防災対策図（概念図）



第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力防災体制の整備

1. 基本方針

災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力災害対策重点区域の範囲におよびまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。

2. 地域原子力防災協議会

県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行う。

また、県と町は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図る。

3. 平常時の安全対策

本町は、平常時から施設および周辺の状況を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講ずる。

- (1) 本町は、県と連携し、原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を活用し、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。
- (2) 県は、関係機関と緊密な連携のもとに、周辺環境の安全を確認するため環境放射線の監視および温排水の影響調査を実施するとともに、その測定結果を福井県環境放射能測定技術会議において検討、評価する。
- (3) 県は、本町を含む関係市町長、関係機関の代表者等を委員とする「福井県原子力環境安全管理協議会」を隨時開催し、県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認する。

4. 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

- (1) 県は、国の協力を得て、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）を所在市町に整備するとともに、国と共同して非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器、環境モニタリング情報等の所要の機器を整備する。また、放射線の防護対策

や水道、電源等の自立供給対策を行い、原子力防災対策の拠点施設として原子力防災センターの強化を図る。さらに、原子力防災センターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を整備する。

- (2) 本町は、県、国、原子力事業者等と連携し、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として平常時から教育・訓練等に活用する。

5. 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

- (1) 応急活動のためのマニュアル作成

県は、国と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員および本町を含む関係市町その他防災関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他職員、機関等との連携等について徹底を図る。

- (2) 職員の参集体制

本町は、県等に準じて、速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図る。

- (3) 職員の配備体制等

本町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第3節に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

また、本町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

- (4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備

本町は、県が原子力災害警戒本部を設置し、国、本町を含む関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行う場合、あらかじめ本町職員の派遣体制等について定めておく。

- (5) 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

① 県は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、本町を含む関係

市町、原災法第7条第2項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、原子力防災センターに設置する。

本町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案して定めておく。

- ② 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、本町を含む関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、本町は、それぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、県等防災関係機関と協議のうえ、あらかじめ定めておく。

（6）長期化に備えた動員体制

本町は、県、国、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、本町職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

（7）防災関係機関相互の連携体制

本町は、県、国の担当省庁、原子力防災専門官、関係府県、関係市町、自衛隊、県警察、関係消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図る。

（8）国の専門家の派遣要請手続および受入体制

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図る。

（9）放射性物質による環境汚染への対処

本町は、県、国、他市町、原子力事業者およびその他の関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行う。

（10）迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

- ① 本町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- ② 本町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内

の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

- ③ 本町は、避難所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

6. 広域避難等

本町は、原子力事業所から 30 km 圏外への町民の避難（以下「広域避難」という。）について、住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、県が定める「福井県広域避難計画要綱」に基づき、迅速に避難する体制等をあらかじめ整備する。県は、国の方針および本町を含む関係市町との協議を基に、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等を要綱で定める。また、避難先からの更なる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とすることとしている。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の広域避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

7. 避難収容活動体制の整備

（1）避難計画の策定

本町は、県の支援および国、関係機関および原子力事業所の協力の下、屋内退避および避難誘導計画を策定し、本計画において位置づけるものとする

本町における避難は、屋内退避、広域避難の 2 つとする。広域避難については、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として、県の広域避難計画要綱に基づき、屋内退避および避難誘導計画を策定し、本計画において位置づけるものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、県が定める永平寺町とする。なお、個別の町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国および県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

町は、締結した永平寺町と広域避難に関する協定を有効に活用し、協力体制の整備に努める。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

（原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書 資料編）

[原子力災害時における広域避難先]

地区	集 落 名	避難先施設名	住 所
今 庄	新北府、北府、山王、日吉	永平寺開発センター	東古市 10-5
	天王、稻荷（湯尾）、八幡、旭（湯尾）、八乙女、燧、社谷	永平寺中学校	東古市 22-46
	久喜、長沢、馬上免、古木、上温谷、小倉谷、瀬戸、杉谷、榎木俣	上志比体育館	石上 28-8
	荒目、藤倉、白鬚、梅ヶ枝、立石	上志比文化会館	石上 29-67-1
	観音、愛宕、旭（今庄）、稻荷（今庄）	松岡公民館	松岡神明 1-129
	栄	永平寺保健センター	東古市 8-16-2
	南今庄、下新道、上新道、大桐、二ツ屋	永平寺老人福祉センター	飯島 6-34
	合波	永平寺生活改善センター	吉波 6-103-3
	大門、孫谷、板取、荒井	志比北小学校	岩野 2-1
南 条	八飯、宇津尾、橋立、広野	志比小学校	谷口 1-70
	東大道、西大道	松岡老人福祉センター	松岡吉野堺 15-44
	東谷、清水、脇本、嶋	松岡中学校*	松岡吉野堺 61-10
	上平吹	松岡多目的集会センター	松岡吉野 25-18
	日野	松岡ふるさと学習館	松岡松ヶ原 4-803
	鋳物師、下牧谷、上牧谷	松岡小学校	松岡神明 3-132
	上野	御陵小学校	松岡兼定島 39-15
	堂宮	永平寺農家高齢者創作館	市野々 2-20
	金粕	永平寺町立図書館	松岡神明 3-89-1
	桜町、促進住宅	松岡B & G海洋センター	松岡湯谷 53-8-1
	中小屋	おたっしゃ夢サロン	松岡兼定島 38-45
	阿久和	上志比老人福祉センター	石上 27-60
	鯖波、関ヶ鼻	松岡ディサービスセンター	松岡吉野堺 15-47
河 野	奥野々	松岡農業改善センター	松岡兼定島 36-34
	上別所	吉野小学校	松岡吉野 26-3
	大谷、大良、桜団地、河内、具谷、赤萩	上志比中学校	栗住波 16-47
	河野、今泉、甲楽城、糠、杉山、八田	上志比小学校	栗住波 26-15

* 必要に応じて、拠点避難所として設置されることがある。

(2) 避難所等の整備等

① 避難所等の整備

本町は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所およ

び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するように努める。

また、本町は、指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

② 避難誘導用・移送用資機材・車両等の確保

本町は、県等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

③ コンクリート屋内退避施設の整備

本町は、県の助言を受けて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備を図る。

④ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

本町は、県と連携し、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ応急仮設住宅の供給体制を整備しておく。

⑤ 避難所における設備等の整備

本町は、町内の避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図る。

⑥ 物資の備蓄に係る整備

本町は、県と連携し、町内の指定された避難所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

(3) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、本町および県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、本町は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、本町および県と連携し、

避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画および訓練とするよう努める。

(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備

本町は、屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

(6) 居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

(7) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

本町は、警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する事項、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用および周辺道路の状況を踏まえた計画をあらかじめ作成する。

(8) 避難所等、避難方法等の周知

本町は、県と連携し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知する。また、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、室内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、室内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を本町、県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。本町は、県、国および原子力事業者と連携し、情報収集事態（所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）および警戒事態発生後の経過に応じて町民に提供すべき情報について整理しておく。

(9) エアシェルターの活用

原子力災害時において輸送手段（バスや福祉車両等）が確保されるまで、河野小学校区内の要支援者が、屋内退避するための施設としてエアシェルターを整備した。

対象者は、避難行動要支援者90名、支援者90名、合わせて180名とする。

8. 緊急輸送活動体制および交通体制の整備

(1) 県は、国、本町を含む関係市町、県警察その他防災関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への

移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。

- (2) 本町は、県の災害発生時における緊急輸送ネットワークに基づき、町内における緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- (3) 県および県警察は、国、本町を含む関係市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努める。

9. 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等

- (1) 救助・救急活動用資機材の整備

本町は、消防本部と連携し、広報車、救助工作車等の整備に努める。

- (2) 消火活動用資機材等の整備

本町は、消防本部と連携し、原子力災害時における火災等に適切に対処するため、平常時から消防水利の確保および消防体制の整備に努める。

- (3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、本町は、県、国、県警察、消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

また、本町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

- (4) 物資の調達、供給活動体制の整備

① 本町は、県、国および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の配慮をするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

② 本町は、県、国と連携し、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

③ 県は、災害の規模等に鑑み、本町を含む関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請

体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

10. 複合災害に備えた体制の整備

- (1) 本町は、県および国と連携し、複合災害（同時または連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (2) 本町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、県、国、指定公共機関および原子力事業者と相互の連携を図る。

11. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制整備
本町は、県、国および関係機関と連携し、飲食物の出荷制限および摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。
- (2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
本町は、飲食物の出荷制限または摂取制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

12. 行政機関の業務継続計画の策定

本町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議および防災要員の現況等の届出の受理

本町は、原子力事業者からの原子力事業者防災業務計画に関する協議、県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第3節 原子力防災専門官との連携

本町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と定期的に連絡会議を行うとともに、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図る。

- (1) 南越前町地域防災計画（原子力災害対策編）の修正
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡
- (3) 原子力防災訓練の計画策定および実施
- (4) 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- (5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応
- (7) その他原子力防災に関し必要な事項

第4節 防災業務関係者の人材育成

1. 基本方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者的人材育成に努める。

2. 県における研修

(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、国、本町を含む関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施する。なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実の糧とする。

- ① 原子力防災体制および組織に関する知識
- ② 原子力発電所等の施設に関する知識
- ③ 原子力災害とその特性に関する知識
- ④ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識
- ⑤ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測等に関する知識
- ⑥ 緊急時に県、国、本町を含む関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- ⑦ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識
- ⑧ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関する知識
- ⑨ その他必要と認める事項

3. 本町における研修

本町は、県および国が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟を図る。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 基本方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する危険回避のための情報も含め、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達が重要なことから、これらに必要な設備および体制の整備を図る。

2. 通信連絡設備等の整備

(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、本町は、県と連携し、防災行政無線の整備を行うとともに、多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行う。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

① 専用回線網の整備

ア 県と国および本町を含む関係市町との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、緊急時における県と国および県と本町を含む関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。

イ 原子力防災センターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、原子力防災センターと県および本町を含む関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努める。

② 県および本町の防災行政無線の整備

県防災行政無線については、地上無線回線および衛星無線回線に加え、有線回線による多重化の整備を行い、引き続き、原子力防災への活用を図る。

本町の防災行政無線については、移動系未設置の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

③ 災害に強い伝送路の構築

県は、衛星電話を本町を含む市町、消防等の各機関へ配備するとともに、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図る。

④ 多様な媒体の活用

本町および県は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進める。

（2）住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

本町は、県と連携し、原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、同報系の防災行政無線、広報車、CATV、有線放送、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努める。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動搖や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図る。

3. 情報収集・連絡・伝達体制の整備

（1）防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備

① 本町と関係機関相互の連携体制の確保

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

② 機動的な情報収集体制

本町は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

③ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

本町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

④ 非常通信協議会との連携

本町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

⑤ 移動通信系の活用体制

本町は、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

⑥ 災害時優先電話等の活用

本町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

⑦ 通信機器の操作方法の習熟

本町は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟してお

く。

⑧ SPEEDI ネットワークシステムの運用

県および国は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI ネットワークシステム」という。）の整備および維持に努め、緊急時における迅速な運用体制の整備を図る。本町は、SPEEDI ネットワークシステムによる予測情報を迅速に入手する体制を整備する。

⑨ 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

本町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

（2）住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

① 本町は、県と連携し、県が締結している放送要請協定等を活用し、報道機関を通じ、事故情報、避難の状況、応急対策活動の内容等について、町民に周知する。

② 本町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

③ 本町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

④ 本町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県、国と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 本町は、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。また、手話通訳者等の育成を図り、町内に手話通訳者をあらかじめ確保する。

第6節 原子力災害医療体制の整備

1. 基本方針

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、原子力災害医療体制、広域的医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

2. 原子力災害医療体制の確立

(1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備

県は、原子力災害医療機関として、「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、
「原子力災害拠点病院」を指定する。

表 原子力災害医療機関

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 1 9 - 5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-10
	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4 丁目 11-22
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市河水町 14-30
原子力災害 拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、本町を含む市町、防災関係機関ならびに高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合

支援センター等のネットワーク化を図る。

(3) 救急医療班の整備

県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておく。

また、本町は、県と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チームまたは専門派遣チーム派遣の要請手続きおよび受入体制についても定める。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

県は、関係機関と連携し、搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関および搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されるようにする。

- ① 搬送経路の確保
- ② 通報連絡体制の整備
- ③ 放射線管理要員等の協力
- ④ 県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者の協力体制および情報交換

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性および本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図る。

(6) 心身の健康相談体制の整備

本町は、県および国と連携し、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(7) 原子力災害医療体制の資料の収集等

県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理する。

3. 原子力災害医療資機材等の整備

(1) 原子力災害医療資機材の整備

県は、原子力災害医療機関、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における原子力災害医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努める。

また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行う。

(2) 医薬品等の確保

県は、救急医療班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品および衛生材料を円滑に供給できるよう、麻酔、消毒薬、包帯等の一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者等と締結した協定を活用し、

必要な医薬品等の確保を図る。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

本町は、指針に準拠し、県および医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時ににおける安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

ア 本町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

イ 本町は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。

4. 人材育成等

(1) 人材の確保、育成および指導者の育成

県は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保、人材の育成およびそのための指導者の育成に努める。

(2) 被ばく医療措置訓練の実施

本町は、県、原子力事業者、医療関係者およびその他防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行う。

第7節 原子力防災等に関する知識の普及啓発

1. 基本方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため、本町は、県および防災関係機関と連携し、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

2. 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

本町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質および放射線の特性
- ② 原子力施設の概要
- ③ 避難所等に関すること
- ④ 原子力災害と原子力防災対策
 - ア 過去の原子力災害の事例
 - イ 原子力災害に関する特性
 - ウ 原子力災害対策特別措置法の概要
 - エ 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- ⑤ 原子力災害時における留意事項
 - ア 緊急時にとるべき行動
 - イ 避難所等での行動
 - ウ 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- ⑥ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用する。

(3) 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施する。

(4) 防災教育の充実

本町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(5) 要配慮者への配慮

本町および県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(6) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第10節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」による。

(7) 避難状況の把握

本町は、避難状況の確実な把握のため、住民等が本町の指定をした避難所以外に避難した場合等に、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを周知する。

(8) 災害に関する資料の公開

本町は、県および国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第8節 原子力防災訓練等の実施

1. 基本方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

2. 防災訓練の計画策定

（1）本町が県および防災関係機関と連携して行う防災訓練の計画策定

本町は、県その他防災関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 原子力防災センター運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 気象予測等の活用訓練
- ⑤ 原子力災害医療措置訓練
- ⑥ 住民避難・退避訓練
- ⑦ 避難所等運営訓練
- ⑧ 広報訓練
- ⑨ 人命救助活動訓練

県が実施する防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討する。

（2）県が国と共同して行う防災訓練の計画策定への参画

本町は、国が原災法第13条に基づき総合的な防災訓練の実施計画を作成する際に、本町が含まれる場合には、原子力災害医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して町が県と連携して行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

3. 訓練の実施

（1）要素別訓練等の実施

本町は、上記に定める訓練計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

（2）総合的な防災訓練の実施

本町は、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、

上記の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。

4. 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

本町は、訓練を実施するにあたり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

本町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練に参加した国、県、指定公共機関等と地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有する。また、県は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

5. 防災訓練に関する普及啓発

本町は、住民に対して、本町の広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

6. 防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

7. 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第10節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」による。

第9節 広域的相互応援体制の整備

1. 基本方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

本町は、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。また、本町は、他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2. 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

本町は、市町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、他市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締じた「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

(2) 福井県広域消防相互応援協定の活用

本町および消防本部は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

3. 県等が締結している相互応援協定に基づく応援体制

県、県警察本部、原子力事業者がそれぞれ締結している相互応援協定に基づき、相互応援体制が整備されている。

第10節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

1. 基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が通常五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

2. 災害応急体制の整備

(1) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

本町は、県と連携し、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

- ① 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
- ② 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係機関等との情報伝達体制を整備する。
- ③ 避難誘導体制を整備し、避難訓練を実施する。
- ④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制を整備する。
- ⑤ 要配慮者避難支援計画等を整備する。

(2) 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、本町および県と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。

(3) 社会福祉施設の災害応急体制

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、本町および県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

また、県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うこと

により、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

3. 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

本町は、県と連携し、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

本町は、県と連携し、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、本町および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図る。

4. 防災訓練における配慮事項

本町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第11節 防災対策資料の整備

1. 基本方針

原子力災害に際し、放射性物質および放射線による影響範囲を迅速に予測するとともに的確に応急対策を実施することが重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

2. 防災対策資料の整備

(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進

本町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化およびネットワーク化についてその推進に努める。

(2) 防災対策上必要な資料の整備

本町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設などに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

① 原子力防災体制に関する資料

- ア 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料
- イ 協定書
- ウ 原子力防災センターに関する資料
- エ 本町の警戒本部、災害対策本部等に関する資料
- オ 国の専門家に関する資料
- カ 防災関係機関に関する資料

② 原子力事業所の設置状況に関する資料

③ 情報収集・連絡体制に関する資料

- ア 専用電話に関する資料
- イ 県および町の防災行政無線に関する資料
- ウ 有線電話に関する資料
- エ 原子力発電所通信施設に関する資料

④ モニタリングに関する資料

- ア 平常時モニタリングに関する資料
- イ モニタリング資機材に関する資料
- ウ 気象に関する資料

⑤ 原子力災害医療の実施に関する資料

- ア 安定ヨウ素剤等医療関係資機材の備蓄・配備状況に関する資料

イ 病院（診療所）に関する資料

- ⑥ 防災活動資機材に関する資料
- ⑦ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料
- ⑧ 広報活動に関する資料
 - ア 報道機関およびC A T Vに関する資料
 - イ 海上広報に関する資料
- ⑨ 農林畜水産物等に関する資料
 - ア 生産および出荷状況に関する資料
 - イ 流通経路に関する資料
 - ウ 水源地および飲料水に関する資料
- ⑩ 避難等に関する資料
 - ア 原子力事業所周辺の人口、世帯数に関する資料
 - イ 道路状況に関する資料
 - ウ ヘリポートに関する資料
 - エ 避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料ならびにあらかじめ定める避難計画
 - オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、児童福祉施設、刑務所等）に関する資料
- ⑪ その他原子力災害対策重点区域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料

（3）災害復旧への備え

本町は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1. 基本方針

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。本町はこうした輸送の特殊性等を踏まえて対応する。

2. 本町等の対応

- (1) 消防本部は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 越前警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民等への情報伝達等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた敦賀海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- (4) 本町は、県と連携し、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあり、原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報または全面緊急事態（第3段階）発生時の通報があった場合の対応および同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。また、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

本町は、原子力災害が発生した場合、関係機関からの情報連絡を迅速に収集し、事態の的確な把握に努める。

1. 情報収集事態発生時の連絡

（1）国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および本町を含む関係市町に対し連絡するとされている。

（2）点検状況等の連絡

① 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県および本町を含む関係市町に連絡するとされている。

② 国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県および本町を含む関係市町に連絡するとされている。

③ 本町の措置

本町は、上記の連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報する。

2. 警戒事態（第1段階）発生時の連絡

（1）原子力事業者からの連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を

確認したときは、直ちに県、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官、本町を含む関係市町、関係市町を管轄する警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、次に掲げる事項を通報するとされている。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所
- ウ 事故の原因
- エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性
- オ 気象状況（風向・風速）
- カ その他必要と認める事項

（2）国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から関係省庁、県、本町を含む関係市町に対し連絡を行うとされている。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

（3）県からの連絡

原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部および自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同じ。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するとされている。

また、国から警戒事態の発生を確認した旨の連絡を受けた県は、直ちに本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するとされている。

県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。

（4）本町を含む関係市町および関係消防本部が行う通報連絡

原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を受けた本町を含む関係市町および関係消防本部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。

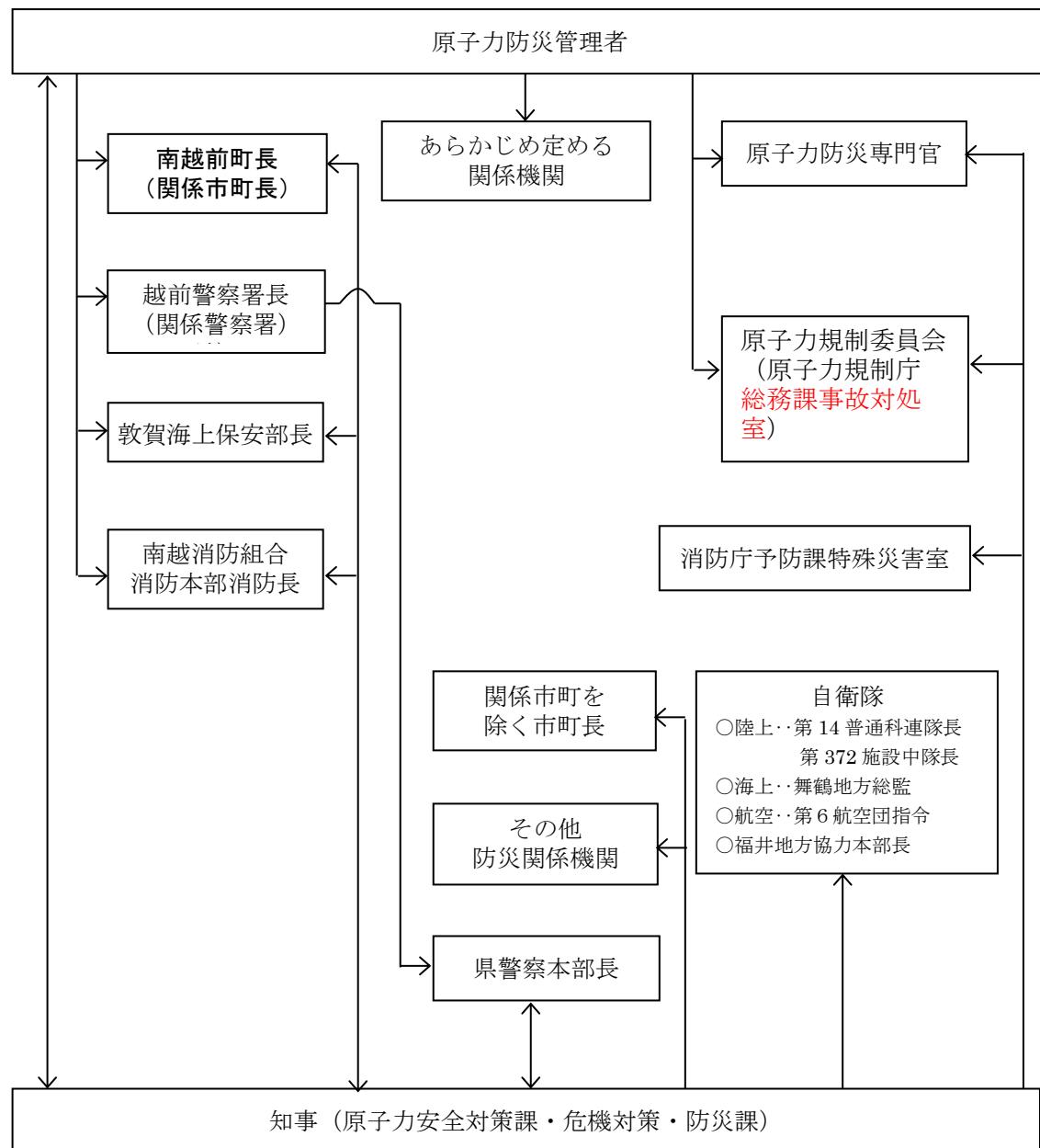
（5）その他の関係機関が行う通報連絡

原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を受けた関係警察署および敦賀海上保安部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。なお、関係警察署は県警察本部を通じて連絡を行うものとする。

(6) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図1のとおりとする。

別図1 緊急時における通報連絡系統



3. 災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本町を含

めたあらかじめ定める関係機関にファクシミリで隨時報告するとされている。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うとされている。

本町を含む関係機関は、災害状況を適切に把握するとともに応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県の原子力災害警戒本部の設置後については、県原子力災害警戒本部、本節第3(1)に定める国（原子力規制委員会）、関係市町および原子力防災専門官に対し行うこととする。

(2) 県からの連絡

- ① 原子力防災管理者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するとされている。
- ② 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するとされている。
- ③ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、防災関係機関からの連絡により得た災害状況等をとりまとめ、遅滞なく本町を含む防災関係機関に連絡するとされている。

(3) 本町を含む関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関が行う連絡

本町を含む関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県に連絡するとともに、相互に連絡をとるものとする。

- ア 災害発生に関する情報
- イ 災害の状況
- ウ 住民の状況
- エ 応急対策の活動状況
- オ 所有するヘリコプター等で収集した情報
- カ 県に対する要請事項
- キ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害情報等の報告等

本町を含む関係市町は、防災関係機関が収集した上記の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとし、指定公共機関については同法同条第3項および指定行政機関については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告するものとする。

さらに、県は、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

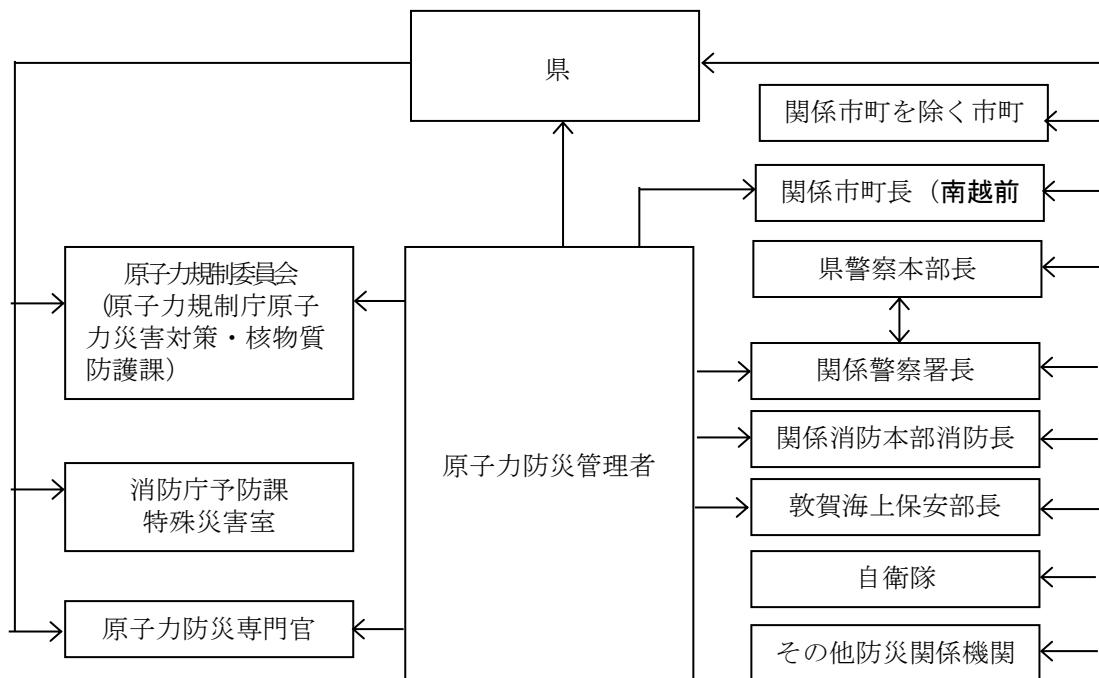
また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」による。

（5）災害状況の報告および連絡系統

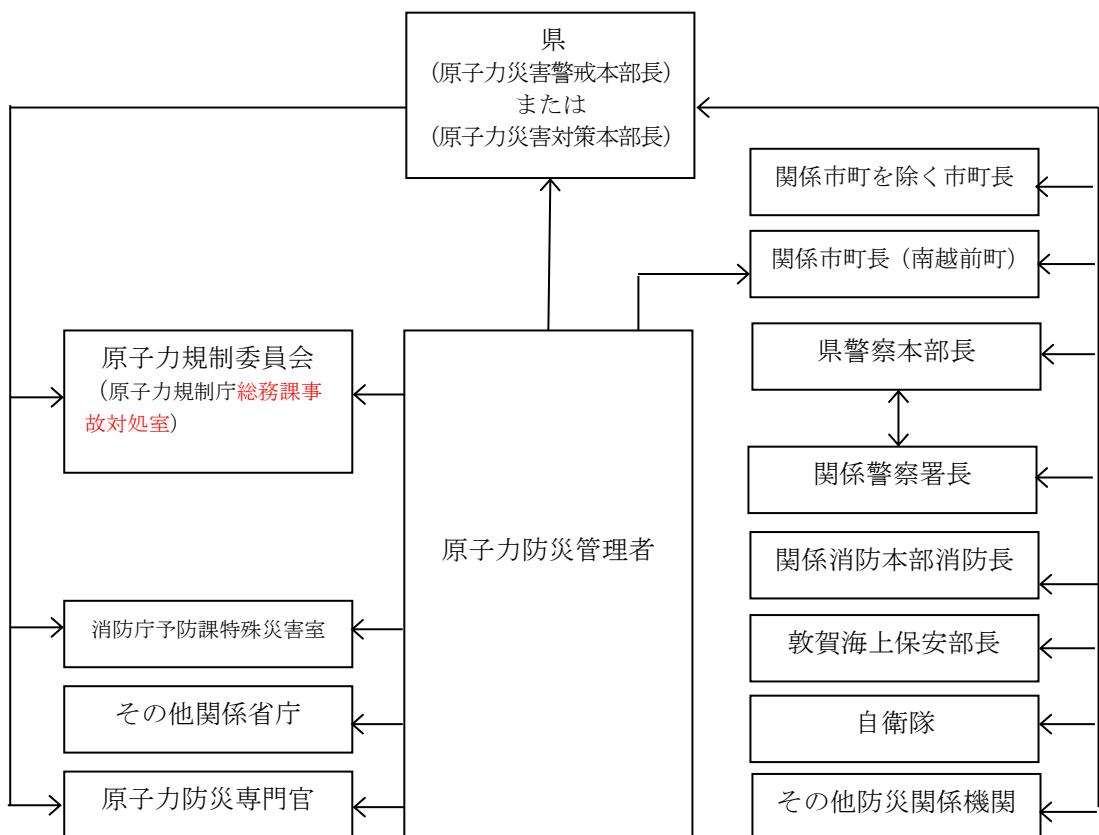
災害状況の報告および連絡系統は、別図2のとおりとする。

別図2 災害状況の報告および連絡系統図

(1) 県の原子力災害警戒本部設置前



(2) 県の原子力災害警戒本部設置後



4. 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の連絡

(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合

① 原子力事業者からの連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、本町を含む関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るとされている。

② 国（原子力規制委員会）からの連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を、県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、本町を含む関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡するとされている。また、P A Z 関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、本町を含むU P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するとされている。

③ 県からの連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するとされている。

④ 原子力防災専門官が行う通報連絡

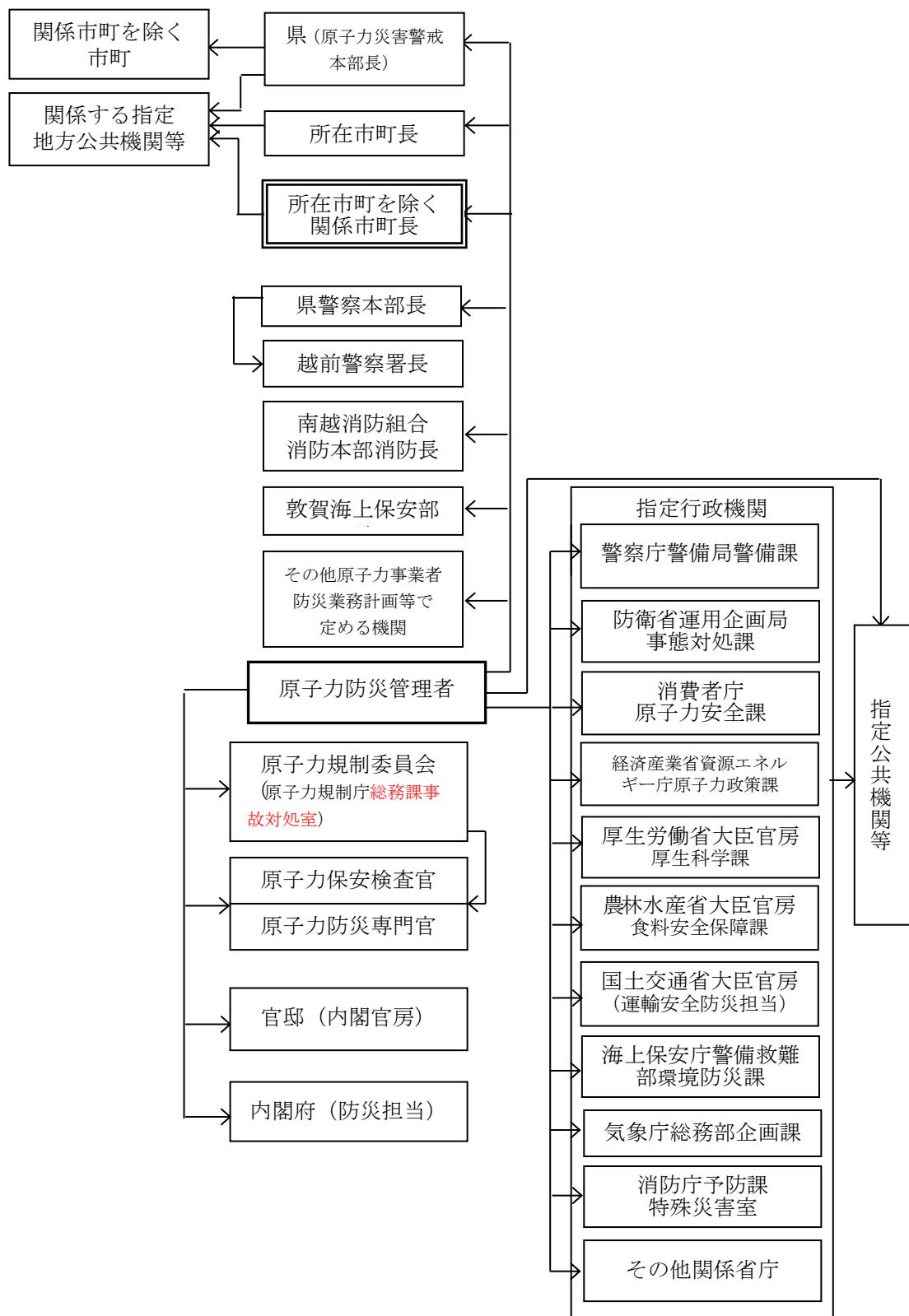
原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。

また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。

⑤ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。

別図3 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統



5. 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

（1）原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、本町を含む関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うとされている。

また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。

なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るとされている。

（2）県からの連絡等

① 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするとしている。

② 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとしている。

③ 県は、本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするとしている。

なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記に掲げる応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。

6. 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

（1）原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、本町を含む関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原

則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るとされている。

（2）国（原子力規制委員会）からの連絡等

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および本町を含む関係地方公共団体に連絡を行うとしている。

（3）県が行う対応

① 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに本町を含む県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するとされている。

② 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うとしている。

（4）原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および本町を含む関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整等を引き続き行うとしている。

7. 通信手段の確保

（1）原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報があったとき、県、国、本町を含む関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

（2）原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、本町を含む関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するとしている。

要請を受けた電気通信事業者は、県、本町を含む関係市町等の防災関係機関の重要な通信の確保を優先的に行う。

（3）県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、原子力防災専門官、本町を含む関係市町、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うとしている。

（4）国（原子力規制委員会）は、本町を含む関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとしており、県は伝達された内容を本町を含む関係市町に連絡するとしている。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第3節 緊急時活動体制の確立

1. 基本方針

原子力災害に際し、本町は、県をはじめとする防災関係機関と連携し、応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

2. 本町の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、表1によるものとする。

表1 動員配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（ <u>所在市町</u> において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。） (2) その他、町長が警戒体制を決定したとき	警戒体制を設置	・総務課（防災安全室）全職員 ・今庄および河野事務所長、担当者 ・予め総務課長が指定した職員
警戒事態 (第1段階)	(1) <u>所在市町</u> で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が <u>発表</u> されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) 町長が災害警戒本部体制を決定したとき	災害警戒本部を設置	職員全員
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) 町長が災害対策本部体制を決定したとき	災害対策本部を設置	
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき		

(2) 配備体制の決定

県または原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、上記配備基準に該当するときは、総務課長が町長の命を受け配備体制を決定する。

(3) 職員への伝達等

① 勤務時間中における伝達

ア 町長が配備体制の決定を行ったときは、総務課長は副町長、各課長および各事務所長に伝達する。

イ 総務課長は庁内放送を行うとともに、各課長および各事務所長に職員の配備を伝達する。

ウ 各課長および各事務所長は、口頭または庁内電話で所属職員に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達等

ア 勤務時間外または休日等に県または原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた総務課長は、電話で町長、副町長、各課長に連絡する。

イ 町長が配備体制の決定を行ったとき、総務課長は、電話で副町長、各課長および各事務所長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により総務課職員に参集することを伝達する。

ウ 各課長および各事務所長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

③ 上記以外の参集、参集場所および参集状況の報告

ア 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集する。また、全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

イ 参集場所は、原則として、各職員の所属とする。

ウ 緊急時の参集において、各課長は、職員の参集状況を速やかに把握し、総務課に報告する。

④ 伝達系統

南越前町地域防災計画（本編）で定める伝達系統による。

3. 警戒体制の設置

(1) 警戒体制の設置および廃止基準

町長は、次の場合に警戒体制を設置し、または廃止する。

① 警戒体制の設置基準

ア 情報収集事態の発生を認知したとき

イ その他、町長が警戒体制を決定したとき

② 警戒体制の廃止基準

ア 原子力事業所の危険が回避され、警戒体制の必要がなくなったとき

イ 町の災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき

(2) 警戒体制の設置場所

警戒体制は、庁舎会議室に設置する

(3) 警戒体制の組織

① 参集する所属

ア 総務課（防災安全室）全職員

イ 今庄および河野事務所長、担当者

ウ 予め総務課長が指定した職員

(4) 警戒体制の事務分掌

職員は、各所属で原子力事業所の状態に関する情報収集を行う。

4. 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置および廃止基準

町長は、次の場合に災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

① 災害警戒本部の設置基準

ア 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき

イ 福井県に大津波警報が発令されたとき

ウ 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき

エ 国が原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室の設置が必要と判断したとき

オ 町長が災害警戒本部体制を決定したとき

② 災害警戒本部の廃止基準

ア 原子力事業所の危険が回避され、災害警戒本部の必要がなくなったとき

イ 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害警戒本部の必要がなくなったとき

ウ 町の災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は原則として本庁に設置するものとする。なお、各事務所に災害警戒本部連絡部を設置し、情報収集および状況把握や関係住民の避難活動を支援する体制を整える。

(3) 災害警戒本部の組織および事務分掌

① 災害警戒本部組織

ア 災害警戒本部組織

(ア) 災害警戒本部の本部長は町長をもって充て、災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

また、災害警戒本部長(町長)不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

- (イ) 災害警戒本部員は、総務課長、観光まちづくり課長、建設整備課長、保健福祉課長、南越消防組合南消防署長および越前警察署警備課長をもって充てるものとする。

また、災害警戒本部には災害警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、観光まちづくり課長をもって充てるものとする。

- (ウ) 災害警戒本部に表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。また各部員については、各課の職員を充てるものとする。

表2 災害警戒本部に設置する部

部名	部(課)長名
総務部	総務課長
情報調査部	<u>観光まちづくり課長</u>
建設部	建設整備課長
保健福祉部	保健福祉課長
消防部	南越消防組合南消防署長
警察	越前警察署警備課長

- (エ) 災害警戒本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する災害警戒本部会議を置くものとする。

- (オ) 町(災害警戒本部長)は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部会議を招集するものとする。

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ・県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- ・町の初期活動の実施に関する基本的および重要事項
- ・関係各課および現地災害警戒本部との連絡調整に関する事項
- ・防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- ・国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- ・原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- ・町民の屋内退避および避難に関する指示に関する事項
- ・その他重要な初期活動に関する事項

- (カ) 災害警戒本部に総務課長を事務局長とする事務局を置き、総務課(防災安全室)をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局の構成員として加えることができる。

(ア) 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

(イ) 各部連絡責任者

部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

なお、各部連絡責任者は予め各部長(各課長)が指名するものとする。

(ロ) 各部連絡員

各部毎に2名を指定し、総務課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ハ) 指定職員

予め指定した職員で、広報担当課(観光まちづくり課)、医務薬務担当課(保健福祉課)その他の関係課の職員は、災害警戒本部事務局に属し、総務課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。

指定職員の編成および業務は別に定める。

(カ) 各部連絡責任者会議

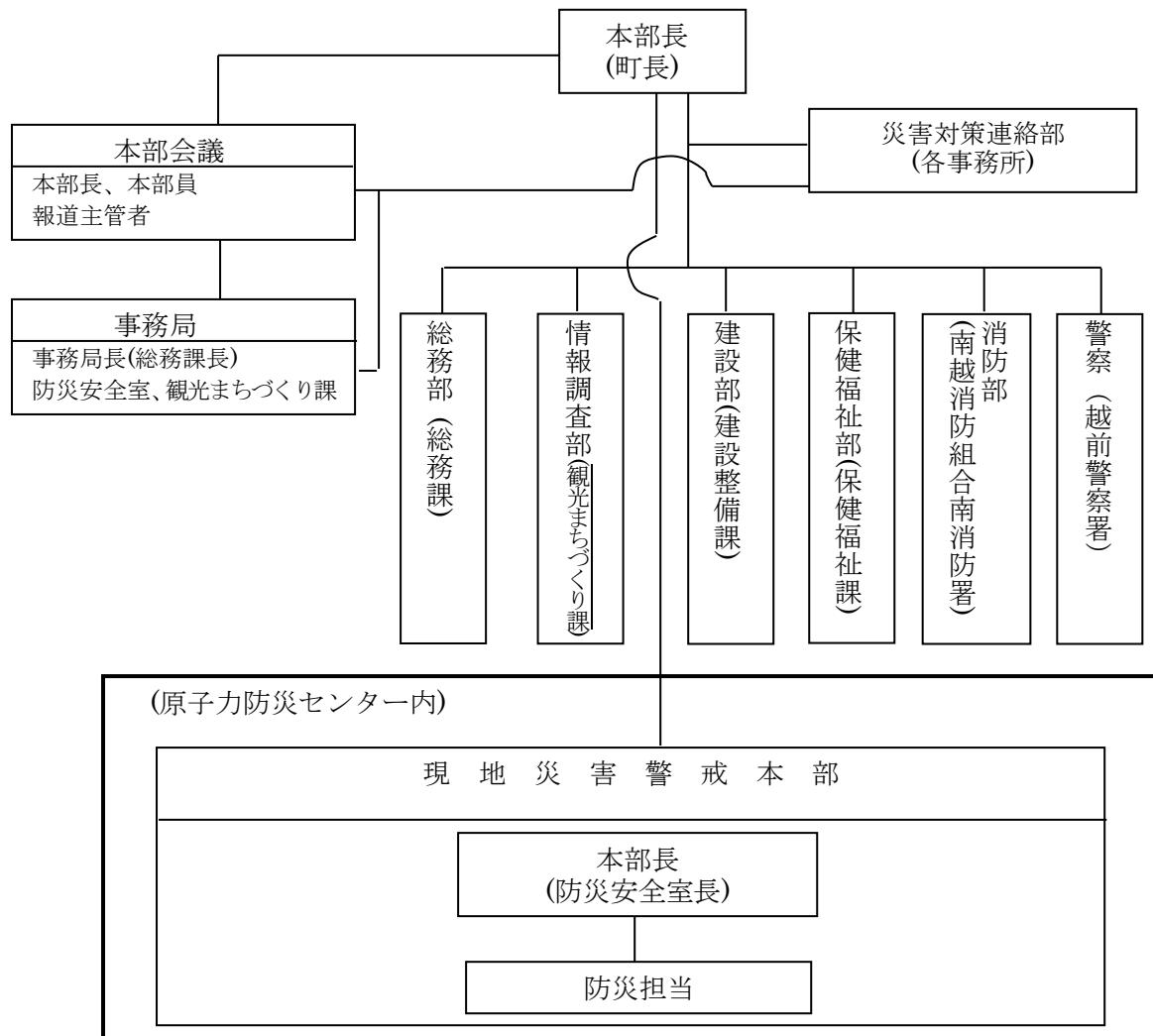
各部連絡責任者会議は、災害警戒本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、総務課長、観光まちづくり課長、建設整備課長、保健福祉課長、南越消防組合南消防署長、越前警察署警備課長および各部連絡責任者で構成し、総務課長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときには、総務課長にその旨を申し出るものとする。

(ケ) 災害警戒本部の組織図

災害警戒本部の組織については、「災害警戒本部組織図」のとおりとする。

■ 災害警戒本部組織図



イ 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、町(災害警戒本部長)は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- (ア) 原子力防災専門官
- (イ) 県
- (ウ) 町防災会議構成団体
- (エ) 隣接市町(敦賀市、越前市、越前町)

ウ 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、町(災害警戒本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を町長の指定する場所に掲示するものとする。

エ 現地災害警戒本部の設置

- (ア) 町(災害警戒本部長)は、災害警戒本部を設置した場合、直ちに原子力防災センターに現地災害警戒本部を設置し、初期活動を実施するものとする。
- (イ) 現地災害警戒本部長には防災安全室長を、また現地災害警戒副本部長には総務課担当をもって充てるものとする。
- オ 原子力防災センターの設営準備等
- 現地災害警戒本部長は、県、原子力防災専門官等と連携して、原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。
- また、防災関係機関に対して必要な資機材の提供を要請するものとする。
- ② 情報の収集
- 本町は、原子力事業所に関する緊急事態の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。
- ③ 対策拠点施設の設営準備への協力
- 本町は、原子力事業所に関する緊急事態の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力をを行うものとする。
- ④ 現地災害警戒本部連絡会議への職員の派遣
- 国が現地災害警戒本部連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。
- ⑤ 国等との情報の共有等
- 本町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

5. 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置および廃止基準

- ① 本町は、施設敷地緊急事態（第2段階）が発生した場合、全面緊急事態（第3段階）が発生した場合または町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置する。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。
- ア 災害対策本部の設置基準
- (ア) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (イ) 町長が災害対策本部体制を決定したとき
- (ウ) 全面緊急事態が発生したとき
- イ 災害対策本部の廃止基準

(ア) 原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき

(イ) 災害対策本部の必要がなくなったとき

(2) 災害対策本部等の設置場所

災害対策本部は、原則として本庁に設置するものとする。なお、災害対策連絡部を各事務所に設置する。災害対策連絡部長には事務所長を充て、部員には事務所職員を充てる。

(3) 災害対策本部等の組織および事務分掌

災害対策本部等の組織および事務分掌は下記のとおりとする。

① 組織および事務分掌

ア 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

イ 災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

また、災害対策本部長（町長）不在の時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

ウ 災害対策本部員は、南越前町災害対策本部条例にもとづき、「図 災害対策本部組織」の班構成によるものとする。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、観光まちづくり課長職員をもって充てるものとする。

エ 災害対策本部に下表の部を置き、部の長は課長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は南越前町災害対策本部組織体制および災害対策本部の編成および事務分掌に準ずるものとする。

表 災害対策本部に設置する部

災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名
総務部	総務課長	土木部	建設整備課長
広報部	<u>観光まちづくり課長</u>	教育部	教育委員会事務局長
住民部	町民税務課長	消防部	南越消防組合南消防署長
厚生部	保健福祉課長	警察	越前警察署警備課長
産業部	農林水産課長		

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害

対策本部会議を置くものとする。

カ 町(災害対策本部長)は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 町の災害状況および災害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項
- (ウ) 災害対策本部内各部および原子力防災センター内現地災害対策本部の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (カ) 町民の屋内退避および避難に関する指示に関する事項
- (キ) その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催する時は、電話、ファックス等を利用し、現地災害対策本部、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

キ 災害対策本部に総務課長を事務局長とする事務局を置く。

なお、事務局長は、必要に応じその他の班員を事務局に構成員として加えることができる。

ク 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

- (ア) 各部連絡責任者
 - 各部(課)の参事・課長補佐・主任クラスの職員を充て、部内各課相互の緊密な連絡・調整を図るものとする。
- (イ) 各部連絡員
 - 各部毎に2名を指定し、事務局員の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。なお、各部連絡員は各部につき1名が事務局に詰めるものとする。
- (ウ) 指定職員
 - 予め指定した職員で、事務局、現地災害対策本部以外の職員は、本部事務局に属し、各班長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。

指定職員の編成および業務は別に定める。

ケ 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長(総務課長)および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

コ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織については、「図 災害対策本部組織」のとおりとする。

② 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町(災害対策本部長)は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ 県

ウ 町防災会議構成団体

③ 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町(災害対策本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を町長(災害対策本部長)の指定する場所に掲示するものとする。

④ 現地災害対策本部の設置

ア 町(災害対策本部長)は、災害対策本部を設置した場合、直ちに原子力防災センターに現地災害対策本部を設置するものとする。

イ 現地災害対策本部長には副町長をもって充てるものとする。

ただし、現地災害対策本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、総務課長がその職務を代理するものとする。

現地災害対策本部には、広報を総括するために現地報道主管者を置き、観光まちづくり課長を充てるものとする。

ウ 町(現地災害対策本部長)は、国の現地災害対策連絡会議の設置後、町の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地災害対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

エ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は町災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

⑤ 町(災害対策本部長)は、国が原子力防災センターで現地災害対策連絡会議を開催する場合には、職員を派遣するものとする。

⑥ 町(災害対策本部長)は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される作業グループに、職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難状況等の把握等の活動に従事させるものとする。

⑦ 原子力防災専門官との連携

町(災害対策本部長)は、原子力防災専門官と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

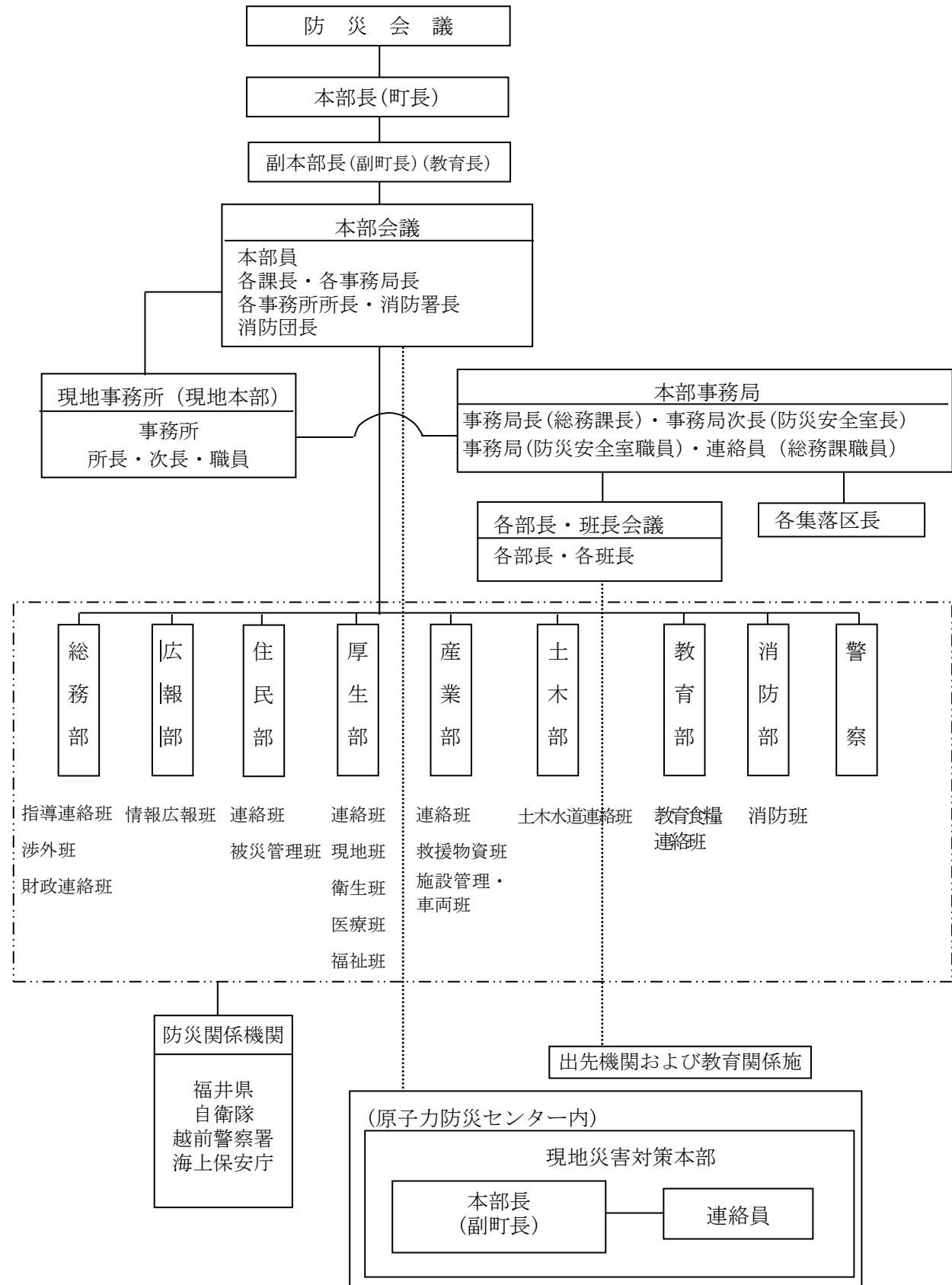
⑧ 県との協力体制

町(災害対策本部長)は、県の災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

⑨ 文書および記録

- ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「南越前災」とする。
- イ 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず総務班に合議するものとする。
- ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。
- エ 災害対策本部長印は、総務部(総務課)にて保管するものとする。
- オ 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および国、県および防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期する。

■ 図 災害対策本部組織



(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

6. 緊急時モニタリング要員の派遣等

本町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）において、県から職員の派遣を要請された場合、職員を派遣するなどの協力を実施する。また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

7. 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 本町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。
- (2) 本町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。
- (3) 本町は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、県の支援を受けて、当該勧告または指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する。

8. 県による原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置している。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進している。本町は、県および原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切

な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

9. 応援要請および職員の派遣要請等

(1) 応援要請

本町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

本町は、南越消防組合消防本部と連携し、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を要請する。

町長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を要請する。

10. 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

11. 防災業務関係者の安全確保

本町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

本町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（または現地災害対策本部）および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

② 本町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき実施する。
- ② 本町は県と連携し、または独自に職員の被ばく管理を実施する。
- ③ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- ④ 本町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ⑤ 本町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を実施する。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ分かりやすく正確に実施する。

2. 広報の留意事項

- (1) 本町は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用する。
- (2) 本町は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動搖や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。
- (3) 本町は、県、国、その他防災関係機関と連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努める。
なお、インターネット等によって不確かな情報が流布しがちであることに十分注意する。
- (4) 本町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測および放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、県、本町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を実施する。
- (5) 本町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (6) 本町は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
なお、被災者のおかげでいる生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報

提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

3. 町の広報体制

- (1) 本町は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行う。
- (2) 本町は、災害警戒本部および災害対策本部設置時には、町長の指定する場所に記者発表室を設置し、また、現地災害対策本部設置時には原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応する。
- ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、町の報道主管者も、国の記者会見に同席し、町や県の対応や住民対応など必要な情報を提供する。
- (3) 本町は、報道機関、広報車を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底する。
- (4) 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。
- また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて災害警戒本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。
- (5) 本町は、県が締結している協定に基づき、表1に掲げる報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」を活用し、町民への広報について県を通じて要請する。

表1 放送要請先

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	連絡窓口
日本放送協会 福井放送局	910 -8680	福井市 宝永 3-3-5	福井(0776)28-8873 28-8850 (代表)	放送部
福井放送 株式会社	910 -8588	福井市 大和田町 37-1-1	福井(0776)57-7802 57-1000(代表・夜間)	報道部
福井テレビジョン 放送株式会社	918 -8688	福井市 間屋町 3-410	福井(0776)21-2234 21-2233 (代表) 21-2239 (夜間)	報道部
福井エフエム 放送株式会社	910 -8553	福井市 御幸町 1-1-1	福井(0776)21-2100 (代表)	業務部
福井県ケーブル テレビ協議会 ※要請は、協議会 の会員に直接連絡	910 -0857	福井市 豊島 1-3-1 福井ケーブルテレビ 株式会社内	福井(0776)20-3377 (代表)	事務局
特定非営利活動法人 たんなん 夢レディオ	916 -0026	鯖江市 本町 2-2-16 地域交流センター1F	鯖江(0778)53-2562 (代表)	
敦賀FM放送 株式会社	914 -0051	敦賀市 本町 2-12-3	敦賀(0770)23-3370 (代表)	

- (6) 本町は、原則として、災害警戒本部、災害対策本部への報道機関の入室を制限する。
- ただし、予め定めた場所についてはこの限りでない。
- (7) 県は、本町等に対し、県防災行政無線等を活用し、広報の実施に必要な情報等を迅

速かつ的確に伝達するとしている。

- (8) 本町は、県と連携し、地元漁業協同組合の協力を得て、漁業無線等を利用して海上の沿岸小型漁船に必要な情報等を迅速かつ的確に伝達する。
- (9) 本町は、写真、VTR、携帯型映像伝送装置等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ職員を現地に派遣する。

4. 町が行う広報事項

本町は、以下に示す段階ごとに町民への広報を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 本町が行う広報事項

① 本町が災害警戒本部を設置したとき

<広報事項>

- ア 町からの緊急広報であること
- イ 町および県に災害警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 町、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

② 本町が災害対策本部を設置したとき

<広報事項>

上記①に掲げる広報事項に準じるものとする。

③ 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分内容を確認した上で、広報活動を行うとしている。

<広報事項>

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

④ 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき

<広報事項>

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策区域の範囲および具体的な設定地域の内容

ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容

エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

5. 住民等からの問い合わせに対する対応

本町は、国、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

6. 資料の保存

本町は、国、県および関係機関等と連携し、収集または取材した資料、写真等を整理・保存する。

7. 安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、本町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、所在市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

8. 災害情報インターネット通信システムの活用

本町は、災害情報インターネットシステムを活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、町民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供する。

9. 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第 12 節「要配慮者に配慮した応急対策」による。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 基本方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。

2. 避難等の防護対策の実施

(1) 避難および一時移転

避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

(2) 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、町は、緊密な連携を行うものとする。

(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、避難、屋内退避等の防護措置を実施するとしており、本町は、県の方針を踏まえ、以下により避難および屋内退避を実施する。町は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、町独自の判断で避難指示を行うことができる。

事態の推移	屋内退避および避難の措置
警戒事態（第1段階）の発生	警戒
施設敷地緊急事態（第2段階）に至った場合	屋内退避の準備
全面緊急事態（第3段階）に至った場合	屋内退避の実施
放射能汚染の拡大(町への大きな影響あり)（注1）	広域避難
放射能汚染の拡大(町への大きな影響あり)（注2）	一時移転

(注1)：地表面1mにおける空間放射線量率が $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ に達する場合

(注2)：地表面1mにおける空間放射線量率が $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ に達する場合

避難等の基準「OILと防護措置」（原子力災害対策指針）抜粋

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） 500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施 β 線： $40,000\text{cpm}$ ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： $13,000\text{cpm}$ ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

*2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、

判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1について緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(4) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

3. 緊急時活動レベル（E A L）に基づく防護措置

(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置

本町は、警戒事態（第1段階）が発生した場合、原子力事故が発生した場合の迅速な防護措置の実施を確保するため、町民に対し警戒を指示する。

(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置

本町は、県を通じた国の指示に基づき、町民に対し、屋内退避（U P Z内における予防的防護措置）の準備を行うことを指示する。

(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置

本町は、国の指示および上記の県の伝達を受け、U P Z内の町民に対し、屋内退避を指示する。

4. 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置

(1) 県の措置

① 県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、O I Lの基準値を超え、または超えることがあると認められる地域がある場合は、本町を含む関係市町に対し、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請する。

② 避難対象区域を所管する消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請する

- ③ 県警察に対し、住民の避難誘導および交通規制の実施を要請する。
- ④ 避難対象区域を含む市町および福井県バス協会に対し、住民の輸送のため、バスの派遣を要請する。
- ⑤ 自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を要請する。
- ⑥ 県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、住民の受入を要請する。
- ⑦ 関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請する。

(2) 本町がO I Lの基準を超えるおそれがあると認められる場合の措置

① 住民への屋内退避または避難の指示

本町は、本町の区域内において、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、O I Lの基準値を超えるおそれがあると認められる場合、地域を含む市町は、上記の県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避または避難を指示する。

② 住民の避難状況の確認

本町は、避難指示を行った場合、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行う。

(3) その他

国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の実施方針（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。

5. 避難手段

避難対象地域の住民は、本町の指示により、次のとおり避難を実施する。

(1) 自家用車による避難

① 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。この場合、本町は、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、避難対象地域の住民に対し周知する。

② 本町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握する。

ア 本町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知する。

本町は、消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、本町に連絡するよう指示する。

イ 本町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、下記で定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、本町に避難先を連絡するよう、事前に周知する。

(2) 自家用車以外での避難

① 自家用車による避難をしない住民は、本町が定める場所から、県または本町が確保した避難用のバスによる避難を行う。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県または本町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両により避難を行う。

② 自衛隊車両等により避難した住民は、本町が定める場所から、県または本町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県または本町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

③ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、県または市町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、県または本町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、本町の指示により次のとおり行う。

① 学校の生徒等および保育園の園児

ア 学校の生徒等が在校時においては、県または本町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行う。

② 在宅の要介護高齢者・障害者等

ア 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行う。

イ 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請する。

③ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

ア 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または本町が確保した避難用のバスによる避難を行う。

イ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請する。

④ 避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始する。

6. 避難所等

- (1) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所およびスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。
- (2) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および本町に提供するものとする。
- (3) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、避難所における被災者が生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (5) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への

移動を避難者に促すものとする。

- (7) 本町は、町が避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 本町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議し建設を要請する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請する。
- (9) 本町は、県警察に対し、避難場所における窃盗を始めとする各種犯罪の防止等生活の安全安心の確保を要請する。

7. 広域避難等

- (1) 本町は、広域避難を行う必要が生じた場合、県が事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県に対する避難所の供与等に関する必要な要請に基づき、広域避難を実施する。
- (2) 広域一時滞在
 - ① 県は、避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む市町、受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要な要請を行うとされている。本町は、広域一時滞在が必要と判断した場合、受入先となる県内市町と直接協議するとともに、県に対し受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県との協議を要請する。
 - ② 県は、国と同様に、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、本町は、県に対し同様の助言を要請する。
 - ③ 国は、市町および県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、県に代わって、広域一時滞在のための協議を行うとされている。
 - ④ 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するとされている。また、計画の内容を要請した県にも示すものとされている。

本町は、県と連携し、必要に応じ、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請する。

- ⑤ 県は、本町等において住民が被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するとしている。

■ 町広域避難計画の避難ルート

地区名	一時集合場所	広域集合場所 (ヨウ素剤配布場所)	避難ルート	スクリーニング場所	避難施設
今庄地区		今庄小学校	国道365号→今庄IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号	北陸自動車道 北鯖江SA	上志比体育馆他7箇所
河野地区	各集落集会所・コミュニティセンター等	桜橋体育館	①国道305号→国道8号→武生IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号 ②国道305号→国道365号→南条スマートIC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号	北陸自動車道 北鯖江SA	上志比中学校、上志比小学校
南条地区		南条中学校 南条勤労者体育センター	①県道202号→南条スマートIC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号 ②国道365号→国道8号→武生IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号	北陸自動車道 北鯖江SA	松岡中学校他13箇所
湯尾地区		湯尾小学校	国道365号→今庄IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号	北陸自動車道 北鯖江SA	永平寺開発センター、永平寺中学校

※ 永平寺町との協議により、住民が直接施設へ避難することで合意した場合は、上記表の避難施設とするが、必要に応じて、松岡中学校を拠点避難所として設置し、各地区の住民を誘導することがある。

8. 住民への情報提供

本町は、県と連携し、住民等の避難誘導に当たって、避難やスクリーニングおよび簡易除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

9. 避難状況の確認

本町は、避難のための立退きの勧告または指示等を行った場合は、県と連携し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県および原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

10. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合、校長は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した

場合は、本町または県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

11. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

12. 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

13. 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

- (1) 本町は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (2) 本町は、県と連携し、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- (3) 本町および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）または原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。
- (4) 県は、本町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、本町からの要請を待ついたまがないと認められるときは、要請を待たないで、本町に対する物資を確保し輸送するものとする。

14. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

本町は、県、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、本町等が設定した警戒区域または避難を勧告もしくは指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第6節 警備および交通対策

1. 基本方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

2. 警戒区域の設定等

- (1) 本町は、県の指示または独自に、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。
- (2) 本町は、県と連携し、関係市町が避難を勧告または指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察本部および敦賀海上保安部に要請する。また、県の助言に基づき、上記措置に必要な資機材を整備する。
- (3) 県警察は、避難を行った地域およびその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。
- (4) 県警察は、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行う。
- (5) 県警察は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、本町が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、必要な措置を継続する。

3. 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保する。

- (1) 通行支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ関係警察署長その他防災関係機関に通報または連絡する。
- (2) 交通規制措置
 - ① 交通規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施する。

なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請する。

② 規制区間における関係消防本部、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときには、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

③ 一般住民への周知

県公安委員会は、上記の交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るために報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センター福井センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知する。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(3) 緊急通行車両等の確認等

① 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

② 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記の車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行う。

確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有し、または調達した車両については知事が行い、本町等公共団体およびその他の者が所有し、または調達した車両については県公安委員会が行う。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議

して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

(5) 海上交通規制措置

敦賀海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、または禁止する。

4. 立入制限措置

(1) 県の措置

県は、本町に対し、設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するよう指示するとともに、県警察および敦賀海上保安部に協力を要請する。また、本町に対して、上記立入制限措置に必要な資機材の整備を助言する。

県は、立入制限を決定したときは、報道機関に協力を要請し、住民等に対して警戒区域の周知を図る。

(2) 本町の措置

本町は、県警察および敦賀海上保安部と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図る。

(3) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、海上に放射性物質の影響が及んだとき、または及ぶおそれのある場合、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、巡視船艇等により通行船舶等に対して周知を図る。

第7節 救助・救急および消火活動

1. 基本方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急および消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

2. 陸上における救助・救急および消火対策

(1) 本町の措置

本町は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および南越消防組合消防本部の協力を得て実施する。

また、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、本町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請する。

(2) 南越消防組合消防本部の措置

南越消防組合消防本部は、本町、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行う。

また、消火活動について、南越消防組合消防本部は、本町、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段および方法により、住民に対して出火防止および初期消火について次の事項を中心に広報する。

① 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブおよび石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

(3) 県警察の措置

県警察は、火災が発生した場合には、必要に応じ、本町その他防災関係機関と協力して、住民の救助活動を行う。

(4) 県の措置

① 資機材の確保

県は、本町の行う救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県、原子力事業者その他団体業界からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

② 救助・救急および消火活動の応援要請

ア 県は、本町から救助・救急および消火活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、消防庁、県内の関係市町を除く市町、県警察、関係消防本部を除く消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとし、この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

イ 県は、本町から、他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った本町に連絡する。

なお、消防庁への派遣要請については本章第15節「広域的応援の対応」による。

ウ 自衛隊の災害派遣要請については本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」による。

3. 海上における救助・救急対策

(1) 敦賀海上保安部の措置

敦賀海上保安部は、海上における災害発生に際しては、次の措置をとる。

- ① 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊によりその捜索救助を行う。
- ② 海上火災発生時において救助・救急および消火活動を実施する。
- ③ 避難の勧告もしくは指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行う。
- ④ 海上漂流者の救助・救急活動を行う。
- ⑤ 船舶内における人命、負傷者および患者の救助・救急活動および収容を行う。

(2) 県警察の措置

県警察は、船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、本町その他の関係機関と連携協力し、次の措置をとる。

- ① 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとる。
- ② 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとる。
- ③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとる。

(3) 県の措置

- ① 県は、本町から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、敦賀海上保安部、県警察本部等に対し応援を要請する。
- ② 県は、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によ

る。

4. 空からの救助・救急対策

航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、本町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

- (1) 県は、本町から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、県防災ヘリコプターによる救助活動を行うとともに、必要に応じ県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。
- (2) 県は、南越消防組合消防本部消防から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づく他都道府県または市町村消防機関所有のヘリコプターの派遣を要請する。
- (3) 自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」による。

第8節 原子力災害医療活動

1. 基本方針

住民の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、原子力災害医療体制を確立するとともに適切な原子力災害医療を実施する。

2. 原子力災害医療体制

(1) 緊急時医療連絡室の設置

- ① 県（警戒本部長）は、必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を現地原子力防災センターに設置する。
- ② 緊急時医療連絡室は、県、地域医療機関を代表する者で構成するものとする。

(2) 緊急時医療本部の設置

- ① 県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行う。
- ② 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームを代表する者で構成する。
- ③ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを災害対策本部および緊急時医療本部に配置する。

(3) 国および各関係医療機関への要請等

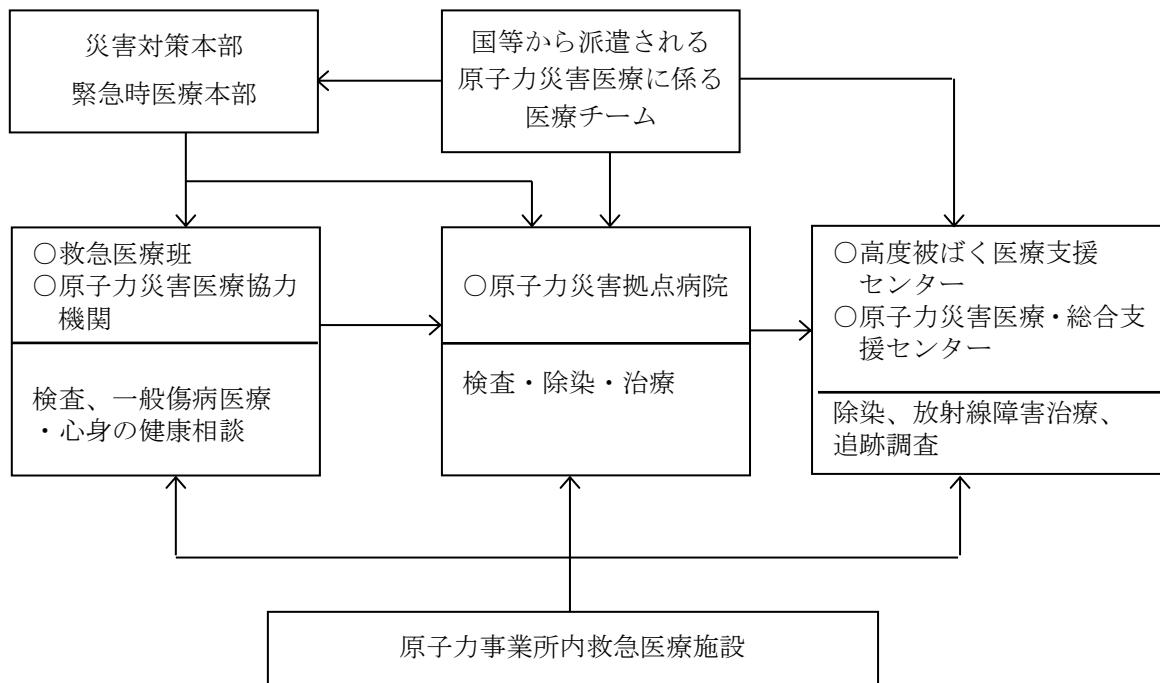
- ① 県は、国に対し、原子力災害医療に係る医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行う。
- ② 緊急時医療本部は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、一般社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請する。
- ③ 緊急時医療本部は、本町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。救護所の運営については、本町との緊密な連携のもとに実施する。

(4) 原子力災害医療体制の基本的活動体制

① 組織

原子力災害時には、下図のような組織を整備し、実効性の向上に努める。

[図 原子力災害医療基本活動体制]



② 国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チーム

国から派遣される高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チームまたは専門派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

③ 原子力災害医療協力機関等における原子力災害医療

ア 避難所等における原子力災害医療

避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施する。県は、救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。

救急医療班は下表に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣する。

国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび簡易除染を実施するよう県に指示する。

県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく除染を行う。

汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、ふ

き取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行う。

なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行う。

(救急医療班の構成)

(ア) 救急医療班の人員

4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）

(イ) 1日達成可能班数 61班

(ウ) その他

一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。原子力災害医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意する。

イ 原子力災害医療機関における原子力災害医療

下表に示す原子力災害医療協力機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

表 救急医療班一覧

区分	派遣機関	班数
県		10
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) 県立病院	5
公的医療機関		19
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	日本赤十字福井県支部 (福井赤十字病院)	8 (8)
	福井勝山総合病院	1
	公立丹南病院	1
	国立病院機構敦賀医療センター	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	若狭高浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	一般社団法人福井県医師会	33
	合計	62

表 原子力災害医療協力機関（医療機関）

医療機関名	所在地
国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-11
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-6

④ 原子力災害拠点病院への転送

被ばく傷病者等の初期診療の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う原子力災害拠点病院に転送する。

原子力災害拠点病院は下表に示す。緊急時医療本部の下で、国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行う。

表 原子力災害拠点病院

医療機関名	所在地
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町下合月 23-3
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

原子力災害拠点病院においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。

入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員および資機材を有効に活用する。

⑤ 高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センターへの転送
原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに放射線

被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センターに転送し、治療を行う。

3. 原子力災害医療の実施

表 原子力災害医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動搖について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 • ふき取り等の簡易な除染等 • ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 • 救急蘇生法（A C L S） • 合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 • 除染室を用いた細密な除染 • ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 • 血液、尿等の生体資料による汚染状況および線量評価等 • 局所被ばく患者の診療の開始 • 高線量被ばく患者の診療の開始 • 合併損傷の診療の開始 • 内部被ばく患者に対する診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。 • <u>原子力災害医療協力機関</u> および <u>原子力災害拠点病院</u> で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 • 重篤な局所被ばく患者の診療 • 高線量被ばく患者の診療 • 重傷の合併損傷の治療 • 重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所	福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	<u>原子力災害医療・総合支援センター</u> <u>高度被ばく医療支援センター</u>

原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。

- ・被災者の放射性物質による汚染の測定
- ・現場派遣チームの保有および派遣体制の整備
- ・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣
- ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- ・その他原子力災害発生時に必要な支援

(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院や原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターによって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が原子力災害拠点病院相互あるいは原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとの連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断する。

(2) 外部専門機関への協力要請

県は、必要に応じ、専門医師の派遣等、原子力災害医療に関する外部専門機関の協力を国（原子力規制委員会）に要請する。

(3) 被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送

県は、被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送を、自ら必要と認めるとき、または、本町から、被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断する。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

県は、指針に準拠し、本町および医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示するとされている。

イ 本町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない

場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達する。

4. 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関および県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

5. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第14節「災害救助法の適用」による。

第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等

1. 基本方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれがあるため、本町は、県および関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

2. 摂取制限等の措置

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、本町等の関係地方公共団体に指示する。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施する。

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置する。県は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

(1) 飲料水に対する措置

本町は、県の指示に基づき、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずる。

(2) 飲食物に対する措置

本町は、県の指示に基づき、汚染飲食物の摂取制限または禁止措置、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止措置を講ずる。

(3) 農林畜水産物に対する措置

本町は、県の指示に基づき、汚染地区住民、本町における汚染地区内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等の必要な措置を講ずる。

(4) 避難所等での措置

本町は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での摂取を一時禁止する。

3. 飲料水および飲食物の供給

本町は、県の指示に基づき、避難等の措置を指示した場合または飲料水および飲食物の摂取制限を指示した場合には、県および関係機関と連携し、本章第11節「飲料水、飲

「食物および生活必需品の供給」に基づき、避難所等への飲料水および飲食物の供給を実施する。

表 飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6 (Bq/kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{*8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第10節 緊急輸送活動

1. 基本方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員および緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

2. 緊急輸送の順位

本町は、本町が避難対象区域に含まれる場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県および防災関係機関と調整の上、次の順位を原則として、緊急輸送を実施する。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（P A Z等緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

3. 緊急輸送体制の確立

本町は、本町が避難対象区域に含まれる場合、県および防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

（1）各機関の措置

① 県の措置

県は、県有車両および船舶の配備ならびに運用に適切な措置を講ずるとともに、輸送力の調達に関して、自衛隊および敦賀海上保安部への支援要請ならびに中部運輸局福井運輸支局への借上要請を行うとともに、広域相互応援協定に基づき他府県等に応援要請を行う。

② 本町の措置

本町は、本町が避難対象区域に含まれる場合、人員、車両等の調達に関して、下記の関係機関に支援を要請する。なお、調達不可能な場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請する。

ア バス会社

イ 自動車輸送機関

ウ J R西日本株式会社

③ 中部運輸局福井運輸支局の措置

中部運輸局福井運輸支局長は、災害輸送の必要があると認めるときは、関係事業

者団体に対して輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達あっせんを行うものとし、県から船舶の調達依頼があったときは、関係事業者に対し協力要請を行う。また、速やかに対応できるよう、平常時から関係事業者団体との連絡体制を確立強化し、緊急輸送に利用しうる車両把握および緊急時の出動体制の整備に努める。

④ 輸送力が不足したときの対応

県は、上記によっても輸送力が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼する。

⑤ 県警察の措置

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度および重要度を考慮して交通規制等を行う。

また、国等から派遣される専門家および緊急事態応急対策を行うための人員ならびに装備資機材の現地への輸送に関する支援を行うよう努める。

(2) 輸送体制

① 航空輸送

発災直後は緊急を要するため、県防災ヘリコプターにより、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。

また、必要に応じて県は、県警察、自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの出動を要請する。

この場合、本町は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行う。

また、県は、本町等が臨時離着陸場を選定した場合は、大阪航空局小松空港事務所航空管制情報官と調整を行う。

② 陸上輸送

ア 道路輸送

(ア) 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握するものとし、県は、当該情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(イ) 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努める。

イ 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行う。

③ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

第11節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

1. 基本方針

避難等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。

2. 飲料水の供給

本町は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。

また、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給する。

3. 飲食物の供給

（1）供給方法

① 備蓄品等の供給

ア 本町が行う供給

本町は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。

イ 県が行う供給

県は、本町から要請があったときは、県の備蓄品等を供給する。

ウ 国が行う供給

農林水産省は知事からの供給要請があったときは、（ア）米穀、（イ）応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品および乾パンおよび水（ペットボトル））、（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品を関係団体等に対し出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給する。また、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

（2）炊き出し等による飲食物の給与

本町は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

なお、本町ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行う。

（3）放射性物質の影響に関する県の措置

県は、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう万全の措置をとる。

4. 生活必需品の供給

(1) 実施体制

- ① 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は本町が行う。
- ② 災害救助法適用の場合は次による。
 - ア 物資の確保および輸送は原則として県が行う。
 - イ 被災者に対する物資の給与または貸与は原則として本町が行う。

(2) 供給対策

① 燃料、光熱材料の確保

県は、災害時、特に冬期における燃料および光熱材料については、福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」および福井県経済農業協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」に基づき調達を行い、被災者に供給する。

② 寝具、衣服その他日用品の供給

関係業界との連携のもと、災害時における所要数量の把握に努め、速やかに供給できるようにする。

(3) 放射性物質の影響に関する県の措置

県は、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう万全の措置をとる。

5. その他の調達方法、受入れ、配付方法等

(1) その他の調達方法

県は、上記の方法により物資を調達することができない場合は、被災した本町の情報を速やかに把握したうえ、第2章第10節に定める広域相互応援協定および関係機関との協定を活用して調達する。

この措置を講じても、なお物資が不足する場合には、報道機関の協力により全国にこれらの提供を要請する。

また、被災した本町に届けられた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整するとともに物資の適切な供給に努める。

(2) 物資の受入れおよび集積場所

本町は、県と連携し、あらかじめ物資の受入れおよび集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業および仕分作業を行う。

(3) 配付方法

本町は、避難所等に配付された物資は、避難所等施設責任者の指示により、各自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配付する。また、避難所等以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供する。

第12節 要配慮者に配慮した応急対策

1. 基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

2. 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 本町は、県と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮する。
- (2) 本町は、県と連携し、一時滞在者に対して、動搖や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮する。

3. 避難における配慮事項

- (1) 本町は、県と連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮する。
- (2) 本町は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
また、要配慮者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行う。
- (3) 本町は、県と連携し、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立する。
また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送する。
- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、受け入れ協力を要請する。

(5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

第13節 防災業務関係者の安全確保

1. 基本方針

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。

2. 防災業務関係者の安全確保

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

3. 防護対策

（1）県は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示する。

本町は、県の指示に基づき、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとる。

（2）防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行う。

（3）県は、上記においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

4. 防災業務関係者の放射線防護

（1）本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は 50mSv を上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止する。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線

量は、実効線量で 100mSv を上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 300mSv 、皮膚については等価線量で 1 Sv を併せて上限とする。

また、日管理目標値は 10mSv を上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止する。

- (2) 県は、県の現地本部に被ばく管理の場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、除染等の医療措置を行う。
- (3) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。
- (4) 県は、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行う。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。
- (5) 本町は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、県および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

5. 防災業務関係者の医療措置

- (1) 県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「原子力災害医療活動」に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行う。
- (2) 県は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「原子力災害医療活動」に定める三次被ばく医療に該当する場合は、放射線障害専門病院等に搬送する。
- (3) 県は、防災ヘリコプターを利用し被ばく者の搬送を行うほか、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対して搬送手段の優先的確保などを要請する。

第14節 災害救助法の適用

1. 基本方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の規定に基づくものとするが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

2. 災害救助法の適用

- (1) 本町は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。
- (2) 知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

3. 災害救助法の適用に関するその他の事項

災害救助法の適用基準、被災世帯の算定基準、災害救助法の適用手続、個別適用について、本町地域防災計画（本編）による。

第15節 広域的応援の対応

1. 基本方針

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」による。

2. 応援要請

(1) 県の応援要請

知事は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとし、また、受入体制についても整備する。

① 他の市町に対する要請

知事は、本町の行う応急対策の円滑かつ的確な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、県内の他市町に対し必要な事項を示し、必要な指示または調整を行う。

② 他の都道府県に対する要請

知事は、県のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、原災法第28条第1項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第74条第1項の規定に基づき、他都道府県の知事に対して応援を要請する。

③ 指定行政機関等に対する災害応急措置実施等の要請

知事は、県内における災害応急対策および災害復旧対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、必要があると認めるときは、その事項を明らかにして、原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第29条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または本県の他の執行機関、指定公共機関もしくは指定地方公共機関に対し応急対策の実施を要請する。

④ 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策または災害復旧対策のため、必要があると認めたときは、原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災害対策基本法第30条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 消防機関に対する応援要請

① 県内市町に対する広域応援要請

町長は、単独では対処不可能な災害と判断した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他市町長に応援要請を行う。

② 県外市町村に対する応援要請

町長は、県外の市町村と締結している応援協定に基づき応援要請を行う。

③ 他都道府県に対する応援要請

ア 町長および消防本部消防長は、他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- (ア) 救助・救急、火災の状況および応援要請の理由ならびに応援の必要期間
- (イ) 応援要請を行う消防機関の種別および人員
- (ウ) 本町への進入路および集結（待機場所）

また、知事は、町長の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、上記の事項を明らかにして消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとし、その結果を直ちに応援を行った町長に連絡する。

イ 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備する。

- (ア) 応援消防機関の誘導方法
- (イ) 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

④ 広域航空消防応援の要請

ア 消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づき、町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請する。

- (ア) 要請先（応援側）市町村
- (イ) 要請者および要請日時
- (ウ) 災害の発生日時、場所および時間
- (エ) 必要な応援の概要

イ 要請を受けた知事は、消防庁長官へ広域航空消防応援要請を行う。

ウ 知事は、消防庁長官から通知のあった広域航空消防応援の決定について、消防本部消防長を通じて町長に通知する。

(3) 警察の派遣要請

警察の派遣要請については、警察法第60条第1項に基づき県警察が行う。

3. 防災活動拠点

本町は、県と適切な役割分担のもとに、大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点および救急・救助ならびに消火の活動拠点

となる施設を確保する。

4. 応援に係る留意事項

- (1) 「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、本町から応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。
- (2) 町長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときには、知事に対し報告する。
- (3) 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。
また、受入れを行った本町は、県と密接な連携を図る。
- (4) 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、本町および県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第13節「防災業務関係者の安全確保」による。

第16節 自衛隊の災害派遣要請等

1. 基本方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

2. 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または町長から要請の要求があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。

3. 派遣の内容

- (1) モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 避難者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 救護
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) スクリーニングおよび除去
- (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

4. 派遣要請の手続き等

自衛隊の災害派遣要請に関する派遣要請の手続き、自主的派遣、派遣部隊の受入れ、派遣部隊の撤収要請、経費の負担区分については、本町地域防災計画（本編）による。

5. 派遣部隊の被ばく管理

- (1) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行う。
- (2) 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行う。
- (3) 県は、現場派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行う。
- (4) その他の被ばく管理については、本章第13節「防災業務関係者の安全確保」による。

第17節 文教対策

1. 基本方針

原子力災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、身体への影響が無くなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難場所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

2. 学校園施設の休校措置

- (1) 県教育委員会は、退避等措置が行われた段階で、学校園施設が休校措置をとるよう本町教育委員会等を通じるなどして、各学校・園長へ通告する。
- (2) 学校・園長は、県教育委員会から休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童生徒の安全を確保する。
- (3) 学校・園長は、所定の場所で、本町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童生徒の引渡しを行う。

3. 授業再開対策

県教育委員会は、県の災害対策本部と協議の上、身体への安全が確保された段階で授業の再開時期を決定し、また非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

また、私立学校に対しては、これに準じた対策を行うよう指導する。

県教育委員会は、各学校・園長へ通告し、学校・園長は、児童生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達する。県外へ避難した児童生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡を取る。

4. 教職員の確保

県教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を行う。

また、退職教職員や教員採用候補者名簿登載者等をもとに、補充教職員を必要とする本町への便宜を図る。

5. 通学路の安全確保

本町は、県と連携し、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

6. 児童生徒・教職員の精神保健対策

県教育委員会は、カウンセリングが必要な児童生徒や教職員数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士にボランティア支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

7. その他の対策

(1) 転学手続き

県教育委員会は、児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、県内各市町および関係都道府県に速やかな受入れを要請する。

(2) 大学入試手続き

県教育委員会は、被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応について、関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずる。

(3) 高校入試手続き

県教育委員会は、被災時の高校入試については、入試期日、出願資格、出願手続き、検査場所、募集人員、入学手続き等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

(4) 企業の採用試験、採用手手続き等

県教育委員会は、関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずる。

第18節 ボランティア等の受入

1. 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

2. 災害時ボランティア活動の制限

本町および県は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努める。

3. 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、本町および県は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行う。

4. 災害時ボランティアの受入体制

(1) 県

災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる県災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行う。

(2) 本町

ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、町災害ボランティアセンターおよび県災害対策本部と連携して情報提供を行う。

5. 災害時ボランティアの活動体制

本町および県は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行う。

6. 国民等からの義援物資、義援金の受入

(1) 義援物資の受入

本町は、原子力災害によって被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望し

ないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入

本町は、県および関係機関等と十分協議の上、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、義援金を受け入れる。また、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応および現地事後対策連絡会議への職員派遣

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講すべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、本町を含む関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、本町は、職員を派遣するものとする。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力をを行うものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

本町は、国および県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等の設定を見直すものとする。なお、見直した場合、その旨を県に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

本町は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

1. 県の措置

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断および国の指導、助言または指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。ま

た、解除実施状況を確認するものとする。

2. 本町の措置

本町は、県と連携を図り、被災地の状況を勘案し、原子力災害によってなされた各種制限措置の解除の手続きを実施するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁および原子力事業者等と協力して、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 損害賠償請求等

1. 災害地域住民の登録

本町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難および屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

また、県は、本町と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。

2. 損害調査

本町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して本町において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

3. 災害対策措置状況の記録

本町は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成するものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 本町は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 本町は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 本町は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

本町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第10節 住民相談体制の整備

本町は、国および県と連携し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第11節に定める被災中小企業等に対する支援に係る相談窓口および本章第12節に定める心身の健康相談窓口と連携を図り、住民に対し的確な対応を行うものとする。

第11節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

本町は、国および県と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対する災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運

転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講じるものとする。

また、これらの資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 12 節 心身の健康相談体制の整備

本町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

本町は、県警察による復旧・復興事業からの暴力団排除に協力する。県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

資 料 編

1 福井県の原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	認可出力	本格運転開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	敦賀市明神市1	1号機	BWR	35.7万kW	S45.3.14 廃止措置中
			2号機	PWR	116.0万kW	S62.2.17
新型転換炉原型炉ふげん	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市明神町3	—	ATR	16.5万kW	S54.3.20 H15.3.29 運転終了
高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市白木2	—	FBR	28.0万kW	未定
美浜発電所	関西電力株式会社	三方郡美浜町丹生	1号機	PWR	34.0万kW	S45.11.28 廃止措置中
			2号機	PWR	50.0万kW	S47.7.25 廃止措置中
			3号機	PWR	82.6万kW	S51.12.1
大飯発電所	関西電力株式会社	大飯郡おおい町大島	1号機	PWR	117.5万kW	S54.3.27 運転終了
			2号機	PWR	117.5万kW	S54.12.8 運転終了
			3号機	PWR	118万kW	S60.1.17
			4号機	PWR	118万kW	S60.6.5
高浜発電所	関西電力株式会社	大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	PWR	82.6万kW	S49.11.14
			2号機	PWR	82.6万kW	S50.11.14
			3号機	PWR	87.0万kW	S60.1.17
			4号機	PWR	87.0万kW	S60.6.5

注) BWR : 沸騰水型軽水炉、PWR : 加圧水型軽水炉、ATR : 新型転換炉、FBR : 高速増殖炉

2 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組み

- ① 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所3・4号機、関西電力(株)高浜発電所3・4号機】

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に <u>当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</u> ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該 <u>原子力発電所所在市町</u> において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ <u>福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）</u> において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ 国（オンラインサイト統括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、 <u>原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u>	警戒事態 (第1段階)

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できることまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	施設敷地緊急事態 (第 2 段階)

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</u></p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての<u>非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</u></p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	全面緊急事態 (第3段階)

- ② ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）
 に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の<u>液位</u>が一定の<u>液位</u>まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ <u>敦賀市</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧ <u>福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）</u>において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑨ <u>国（オンサイト統括）</u>が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、<u>原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></p>	警戒事態 (第1段階)

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉およびその附属施設の位置、構造および設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）第 58 条第 1 項および研究開発段階発電用原子炉およびその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 72 条第 1 項の基準に適用しない場合には、5 分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>施設敷地緊急事態 (第 2 段階)</p>

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉およびその附属施設の位置、構造および設備の基準に関する規則第 58 条第 1 項および研究開発段階発電用原子炉およびその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、30 分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	全面緊急事態 (第 3 段階)

(3) 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所1・2号機、関西電力(株)高浜発電所1・2号機】

緊急事態を判断するE A L	緊急事態区分
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<u>警戒事態</u> <u>（第1段階）</u>

緊急事態を判断するE A L	緊急事態区分
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<u>施設敷地緊急事態</u> <u>（第2段階）</u>

緊急事態を判断するE A L	緊急事態区分
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<u>全面緊急事態</u> <u>（第3段階）</u>

- ④ 炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1・2号機】

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
① <u>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</u> ② <u>福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</u> ③ <u>国（オンライン総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u> ④ <u>原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</u>	警戒事態 （第1段階）

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② <u>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u>	施設敷地緊急事態 （第2段階）

緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② <u>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</u>	全面緊急事態 （第3段階）

3 原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書

永平寺町と南越前町とは、敦賀市及び美浜町において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における南越前町民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、永平寺町及び南越前町が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の8の規定に基づき行う南越前町民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で南越前町民の生命もしくは身体を災害から保護するため、南越前町長が広域避難の必要があると認めたときは、永平寺町において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、南越前町民を受け入れるものとする。

2 永平寺町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を南越前町民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の運営は、南越前町の責任において行うものとする。

4 南越前町は、広域避難にあたっては、福井県と連携し永平寺町の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請 等）

第3条 永平寺町に対する広域避難の受入要請は、南越前町が福井県を通して行うものとする。

2 前項の受入の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 永平寺町は、福井県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、永平寺町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、永平寺町が、南越前町及び福井県と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 広域避難を行う南越前町民等に対するスクリーニング及び除染は、南越前町民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、南越前町が福井県と協力し確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、南越前町は永平寺町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらえるよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 広域避難に要する費用のうち、災害救助法に定めがないものについては、原則として南越前町が負担する。

（情報の交換）

第8条 永平寺町及び南越前町は、この協定が円滑に運営されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、永平寺町及び南越前町の防災担当課長とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、永平寺町及び南越前町が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 1月30日

永平寺町長 河合 永充

南越前町長 川野順万